

法務委員会 議録 第四十二号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 磯谷 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 山口 好一君 理事 鈴木 義男君

安部 俊吾君 角田 幸吉君

北川 定務君 高橋 英吉君

花村 四郎君 古島 義英君

松本 弘君 眞鍋 勝君

吉田 安君 加藤 充君

田中 義平君 猪俣 清三君

世耕 弘一君 佐竹 晴記君

出席國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

労働大臣 吉武 惠市君

出席府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

法制意見長官 佐藤 達夫君

検事(法務府特 別審査局長) 清原 邦一君

検事(法務府特 別審査局長) 吉河 光貞君

検事(法務府特 別審査局長) 關 之君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

本日の会議に付した事件
破壊活動防止法案(内閣提出第一七
〇号)

公安調査庁設置法案(内閣提出第一
七一号)

公安審査委員会設置法案(内閣提出
第一七二号)

○佐瀬委員長 これより会議を開きま
す。

前会に引続き破壊活動防止案、公安
調査庁設置法案、公安審査委員会設置
法案、以上三案を一括議題として質疑
を継続いたします。質疑の通告があり
ますので、順次これを許します。角田
幸吉君。

○角田委員 まず第一にお伺いたし
たいのは、このたぐい議題について
おります破壊活動防止法案は臨時法的
性格を持つものであるか、恒久的法的
性格を持つものであるか、この点を承
りたいのであります。

○吉河政府委員 お答えいたします。
昨日法務総裁からも御答弁がありまし
た通り、恒久法典たる刑法の改正はゆ
ゆしい問題であります。本法案は現下
の事態に対処して、暴力主義的な破壊
活動の危険を防止することを目的とし
るものであります。臨時法たる性質
を持つものであります。

○角田委員 では臨時法的な性格を持
つといたしますと、現下の情勢といた
しまして、臨時法的な性格を持つこの
法案を提出しなければならぬ理由
を、簡単に御説明願いたいと思つてい
ます。

○佐瀬委員長 その点は昨日以来質疑
の問題点になっておるのであります
が、具体的な事情については政府から
後刻あらためて資料を提出していただ
いて、資料に基づいて説明を願うことにな
つております。従つてこの際は一般
的な説明として、政府委員の御説明を

願いたいと思ひます。

○角田委員 それではそれは後刻承る
ことにいたします。次に移ります。
次にお尋ねを申し上げたいのは、こ
の法案におきまして、教唆と扇動とを
独立罪としておるのであります。この
ことから危険性があるのかないのかと
いうことを認定いたします上におい
て、これはきわめて重要な問題を含む
と思つておられます。たとえば取締り
当局におきましては、非常に危険性が
あるという認定で教唆、扇動を取締ろ
うとしておられます。国民が、ある
いは一般がいやそんなことは大したこ
とはない、こつこつとある得るの
であります。この点についてはどう
いうお考えのもとに独立罪としたか、
この点を承りたいのであります。

○關政府委員 お答えいたします。現
行の刑法その他の規定以外に予備、教
唆、扇動等の新たな犯罪をこの法案
において一部の行為について設定して
いるわけでありまして、その分につきま
しては現行刑法を若干擴張したことに
なるわけでありまして、そこでこの点
につきましては第三條第一項の第一号
及び第二号に掲げることが刑法の犯
罪行為の教唆、扇動は現下の事態にか
んがみましてきわめて危険性がある。
それはこれをこのまま放任いたします
れば恐るべき被害がそこに発生する。
それをその被害の発生するまで手をこ
まねいてこれを見ておるといふこと
は、公共の安全の確保上忍び得ないこ
とである。この点だけはこの危険性の

重大性にかんがみて、新たな犯罪類
型を設置しなければならぬ、かよう
に考へて設定したわけでありまして。

○角田委員 そこで疑いが起つて参り
ますことは、こつこつとを宣伝する
ことは国家社会のためになる、こつ
信じて今この行動に入るのでありま
すが、その際において、この取締りを
する公安調査庁に、こつこつと書類を出
して正しい政治をやらうと思つてい
うことでの程度のこと犯罪になりま
しうか、なりませんかと言つて伺
を立てるようなことができませんか、で
きませんか、この点を伺いたい。

○關政府委員 行政上の建前といたし
ますれば、任意にさような点をお尋ね
になります。その内容がこの法案の
扇動に当るやいなやというようなこ
とをお尋ねになれば、もちろん好意的に
できるだけの見解は御参考までに申し
上げることになるべきだと思つてい
ます。問題は今お尋ねのような場
合であります。こつこつと文書が出て
おる、これははなはだ危険なことであ
るというやうな文書自体を、正当なる
ところの憲法のもの政治運用に資し
たい、そういうお気持ちであるならば、
これは内乱の実現を容易ならしめる意
図はもろもないわけでありまして、ま
たそのこと自体が扇動、教唆には私ど
もならないものであらうと考へておる
のであります。

○角田委員 お話を承るともつとも
ように思つておられますが、どうも今
の政治をこつこつと行つた

方がよろしい、そのためにはこつこつ
文書あるいはこつこつと宣伝方法によつ
ては正しい方がよろしい、こつこつと考へま
して、そして今のようなものを持つ
て相談に行くと、公安調査庁において
は、それがいいとか悪いとか、こつこ
うことになる。ところが取締りが将来
きびしくなつて行きますと、こつこ
うことがたくさん行われて行きはしない
か、そうすると、それがだん／＼に憲
法で検閲を禁止しておりますところに
ひつかりはしないか、こつこつとこ
が私は憲法論として問題になると思
うので、もう少しその辺について、一
体どういうお考えのもとにやつておつ
たか、そしてまたこつこつとこつこ
つと、こつこつと考へなつておつた
か、少し詳しくお尋ねをしたいのであ
ります。

○關政府委員 憲法におきまして禁止
されておる検閲は、私どもとしまして
は、要するに言論、特に出版が一般に
公表される事前に、官憲においてこれ
を調査するということにはかならない
と思つておられます。そこでこの法案
におきましては、その憲法の大原則は
絶対に尊重しなければならぬという
ことを、一つの基本の考えとして持
て行つたのであります。それでお尋ね
のような場合は、たとえば今お尋ねの
ような疑問におきまして、ある弁護士
の方に、これはこの法案のどこに當
るか当らないかというやうなお尋ねを
する場合もあるだらうと思ひます。また
こつこつとものを公安調査庁におきま

て御相談にあずかつたときに、そういうことはいけないということを申し上げかねるので、親切に自分の方の見解を申し上げることに相ならうと思ふのであります。しかしながら、今のお尋ねの、憲法の検閲制度の問題もありまして、さういふことの違反の起らないようによく注意しつつ、その点は慎重な考慮のもとに行つて行きたい、かように考えておるわけでありまして。

○角田委員 その憲法の検閲禁止というものは、強制的にやつてはいけないが、任意的にはどういふ相談をたくさんやつてもよろしい、こういうふうな憲法の規定を御解釈になるのかどうか。任意であれば、ほとんど慣例的に見て行つてもよろしいのだ、強制的でさえないければよろしいのだ、こういうふうな憲法の規定をお考えになるのかどうか、はつきり承つておきたい。

○關政府委員 その点は、たとえてみますれば、ある経済法令がありまして、その違反につきまして、当該主管官庁に、このことは違反になるやいなやを業者の方から尋ねて行く、その場合に、そういうことはいかぬというふうなことはなくて、やはり役所としてましては、できるだけ親切にお話するということはお考えられるのであります。ですから、この法制の実施につきましても、一般の方からお尋ねがあらますれば、お答えをする、もちろんこちらから、そういうことは事前に相談しろとか、あるいは前もつて私どもの方に相談してもらわなければ困るとか、そういうことになりまして、その建前がくずれて参りまして、憲法の検閲の問題にも関連する問題にも相なると思うのであります。どこまでも建前

としましては、先方の自由な御意思でもつて御相談があれば、そこはできるだけ親切にお答えする、そこに一線があると思ふのであります。どうしてもおれの方へ相談しなければいけない、あるいは事前に見せなければいけない、そういうことに相なりまして、今お尋ねの御心配が生ずるのであります。あくまでも先方から相談に来ればお話する、そこに法律上明らかなる一線があるだろうと私どもは考えておるのであります。

○角田委員 わかりました。ただ、こういうものについて、相談機関のようなのを置く意思があるかどうか、この点だけを承つておきたい。

○關政府委員 さういふ機関を公式に置くような考えはございません。そういうものを置きますと、今お尋ねのやうな問題があるわけでありまして、一にそれは一般の皆様方の自発的な御意思にまかして、そうして私の方の業務の余暇におきまして、親切にお答えいたしたい、こういうことに相なると思うのであります。

○角田委員 それでは、そのことにつきましては、相談をするやうなものを置かないということ、ひとつやつていただきたいことを、この機会に要望しておきます。

その次に承りたいのは、これは意見長官もおいでになるといふ思ふのであります。法務当局は、国家の行政事務と司法事務というものを、どういふふたつの概念のもとに、これを分解して取扱おうとしておるか、これは学問的にも實際的にも、きわめてむづかしい問題であります。どうして、この法案を見て参りますと、法務当局は

行政行為と司法行為というものをどういふふたつの概念のもとに考えておるか、各論に入つて十分審議を盡されなうと思ひますから、この点をひとつ承りたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。きわめて重要な問題でありまして、意見長官の方からお答えいたすようにお願いいたします。

○佐瀬委員 後刻意見長官が出席の上答弁する所でありまして、その先の質疑を続行していただきたいと思ひます。

○角田委員 このことが実は各論に入つて行くについても重要だと思ふのであります。団体を規制いたしますのに、最後の規制の権限を公安審査委員会にゆだねておるのであります。これが行政機関として動いて行く、そこで私はあとで意見長官から承りたいと思ふのであります。一体治安の維持というものは、行政の責任であるのか、あるいは裁判所の責任であるのか、こういうことによつてこの問題をきめて行かなければならぬ、こう思ひますので、治安の維持というものが行政官庁の責任であるのか、それとも裁判所の責任であるのか、これは憲法上からお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 簡単に答えたいと思ひます。この法案に規定されております破壊的団体の対する規制処分、これはその本質上行政上の保安措置に該当するわけでありまして、非常に抽象的な概念から申し上げると、学説によりますれば、これは行政の内容の中の一つの重大な部分をなす檢察の概念に入ります。

○角田委員 くだいまの御答弁は、私の質問には答えられていないのであります。そこでもう一度その点に触れてお尋ねを申し上げたいのであります。公安審査委員会、この法律の規定によりまして規制する場合、団体の解散をすることができるとしては、法人の死刑の宣告と同じことでありまして、それからそれらの役職員の期限つき追放ともいわれるやうな、行動を禁止されておる。その他人権に及ぼすところの影響があるものであります。これはそういうことをやることは行政

行為としてはいかぬやないか、もし行政行為としてできるとするとならば、別の観点から憲法的に御説明がなければ納得の行かない問題があるもので、もう一度その問題について承りたいのであります。

○佐瀬委員 なおその点はかなり重要な問題でありますから、他の法令において行政処分によつて法人団体の解散措置が先例としてあるかどうか、その点をあわせて御説明願ひたいと思ひます。

○關政府委員 その点につきましては、かように考えておるわけでありまして、お尋ねのごとく、この法案の各種の措置が、憲法の保障する基本的人権に重大なる影響があることはお尋ねの通りであります。それと同時に、この法案の終局のねらいとするところのものは、さういふ措置によつて公共の安全、国家の当面の治安を確保するといふ重大なる点にあるわけでありまして、そこでその比較考量におきまして、治安の確保というものはこれは行政権が全責任を持つて行つべきことである。そうして行政権が全責任を持つて行つた措置を、司法権が後日適法なりや違法なりやを判断する。これがこの法案に關する限り、行政、司法との権限の分担上妥当なところである、かように考えたのであります。要するに治安の保持、公共の安全の確保という当面の責任者は行政権である。その行政権の作用としてこのことを行つ。そうしてその適法なりや違法なりやを裁判所において御審判願ひ、これが憲法の建前に沿つてこの法案の基本的な考え方であるわけでありまして。

なおただいま委員長からのお指示の

点でございますが、現行法におきましても、法人についての解散制度が各種の立法例にあるわけでありまして、それによりまして、たとえてみますれば、すでに御存じのことと思ふのであります。が、民法におけるところの許可法人の取消しであるとか、あるいは商法、民法を通じての会社の強制解散の制度であるとかいうような、すでに各種の法人の解散という制度があるわけでありまして、これもすでに與えられたる法人人格を剥奪する意味において、きわめて重大なる人権の制限になる制度であるわけでありまして、ところがそれがあつて、純粋なるところの行政権の作用として行い、あるいは裁判所の非訟事件をもつて行い、さまざまにこれに制度があるわけでありまして、それらの手続と本法案に規定されたとき手続を比較いたしますと、本法案の手続はきわめて適法な手続でありまして、準司法的に、すべての意見弁解を聞いて、そしてすべての証拠を提出して、きわめて適法な人権を保障するところのすべての道を盡しているわけでありまして、要するに問題の要点は、いかにして人権の保障の道を盡して制限を加えるかという点に相なると私は思ふのであります。さような意味で本法案におきましますこの手続は、現行の法人解散とか各種の制度に比較いたしますと、きわめて慎重な手続を規定してあるものであると考えるのであります。

○角田委員 私質問に対して今のはやや納得のできるところがあります。が、それを総合して考えまして、私はこう受取つたのであります。が、間違ひがあるかどうかをもう一度お尋ねしたいのであります。

治安の維持はこれは行政的なものであつて、そしてこれは内閣にその責任がある。内閣にその責任があるとするならば、治安の維持をする必要から裁判所ではなしに、そういう解散の行動までしなければその任務が果せないといふところに、こういう場合の解散権といふものは行政府で持つべきものである。こういうお考えのもとに答へられた、こういうふうには納得したのであります。が、さうに私が了解してよろしいかどうか、もう一度承りたいのであります。

○關政府委員 そのように御理解していただいてつこうと思ふのであります。さうに考えまして法律の立案の根拠としたわけでありまして。

○角田委員 それでは私の與えられた時間がありますので、あとは各論に入りました。承ることにして、意見長官から先刻の問題をお尋ねすることを留保して、質問を終ります。

○佐瀬委員長 その点は後刻説明を願うことにいたします。

この際特審局長において発言を求められておりますので、これを許可いたします。吉河政府委員。

○吉河政府委員 最近のわが国におきまします暴力的破壊活動の概況について、概略御説明をいたすことにいたします。

法務総裁の御説明になりました通り、最近わが国におきましては、あるいは集團暴力により、あるいはゲリラ戦法により、治安機関及び税務署等を襲撃して、暴行、殺傷等の犯罪をあえてする組織的な暴力主義的破壊活動が全国各地に頻発しているのであります。

が、これらの事件の概況と、これと背後的関連の疑いのある事実につき、客観的な資料に基づいて申し上げます。

第一には、最近全国各地に頻発する不穏な破壊活動の概況につき申し上げます。

まず、警察署、税務署、特審局、検察庁等に対する集團的襲撃暴行事件の、最近の発生件数について申し上げますと、昨年十二月二十四件、本年一月七件、二月四十一件、三月九十二件、合計百六十四件となつており、なお四月は、二十四日現在までの間で、合計三十四件に達しております。年末の十二月を別といたしましても、本年一月以来急激に増加いたしております。

以上のうち特に暴力主義的破壊的行為として注目されるのは、税務署に対する放火並びにその未遂六件、爆発物使用三件、警察官及び派出所等に対する殺人、強盗殺人並びに致傷四件、放火並びにその未遂四件、爆発物使用二件、傷害九件等の、きわめて悪質な犯罪行為が頻発いたす傾向が見受けられるようになったこととあります。

また鉄道妨害事件について見ますと、線路妨害、運転機妨害、信号通信妨害、その他の妨害を合せて、昨年十一月五十五件、十二月五十四件、本年一月四十六件、二月四十七件、合計二百一十二件と多きに上つており、列車放火等の悪質事件が、本年二月、三月にはおの／＼二件の発生を見ております。

次に自由労働者關係の職業安定所その他官公庁等に対する暴行、公務執行妨害事件について見ますと、昨年十二月二十八件、本年一月五件、二月六件、三月十八件、合計五十七件となつてお

り、これらの事件は日本人及び朝鮮人によつて行われたものであります。

次に在日朝鮮人關係の、政府機関に対する不法事件の発生状況を見ますと、十二月六件、二月二件、三月二十九件、合計三十七件となつております。

これら事件のうち、最も悪質な組織的破壊活動の代表的なものについて述べますと、本年二月二十一日、東京蒲田における反植民地デーにからむ集團暴行事件のごときは、まづたく組織的計画的な破壊活動の事例として見るものであります。また同月二十三日京都市内で開催された、青年婦人統一懇談会主催の、再軍備反対青年婦人大會にからむ集團デモを利用して、一部破壊的分子が巡查派出所、税務署等を襲撃した事件のごときも、事前に周到の計画を立て、団体組織を基盤として行つたものではないかとの疑いを深めざるを得ないのであります。

次にこれら事件の方法、手口を見ますと、第一に犯行時間は警戒手薄であり、また犯人秘匿に便利である夜間を利用して、単独犯は少く、三人以上の隊組織で行われている。第二に犯行のリーダーは、組織を基盤とする急進的な破壊分子である疑いのある人物が多く、かつ攻撃目標地域外の人物の参加が非常に多いのであります。第三に、攻撃方法は攻撃、遭遇戦を避けず、先制攻撃が非常に多い。第四に、大衆行動の場合は警官隊との正面衝突を避けて、陽動作戦を行い、間隙をついて行つていふようなことであります。第五は個人攻撃の場合、夜間など、誘い出した場合は掃蕩でやる。第六、犯行目的に依じた武器、凶器を使

用して、その目的効果を得んとして、これらの武器といたしましては、殺人にはピストルその他の凶器、放火には火油びんなどを投入、爆破には爆薬、ダイナマイト、妨害には、犯行を確證されたり逮捕されることを妨害するため、目づし、催涙弾、パンク針の類を使つておる。次に脅迫につきましては、文書の郵送、貼付散布、投石、類似行為、人糞入りびん投入、音響弾。次にピストルの強奪事件は長野、練馬、蒲田等に発生しております。次に襲撃目標が一定しておりました。治安機関とその所属個人または税務署、鉄道、米軍施設などが目標とされておりました。昭和二十六年十二月から本年三月までの間、手口別数は催涙弾二個、火油びん三個、人糞入りびん二個、音響弾、ピストル、パンク針、羅針、空気銃、つるはし、カーバイド入りラムネびん、ダイナマイト、爆薬、竹やり、こん棒等のものが各一個などのことが指摘できるのであります。

以上によりまして明らかなごとく、今やこの種の破壊活動は、ますます組織的計画化し、特に本年三月に入つてから急激に増加しており、今後ますます頻発する傾向が予想せられるのであります。

以上攻撃方法並びに攻撃目標のところに申し上げますが、最近「栄養分析法、厚生省試験所」と題するパンフレットが配布されている事実がございまして、その内容は時限爆弾、火油びん、手榴弾、催涙ガス等の化学的製法を詳細に述べているのであります。右は一部破壊的分子が破壊活動に出る準備として、かような文書を流布したものと認めら

れるのであります。なお昨年十二月より本年四月までの間、警察職員が拳銃を奪取した事件は四件を数えて、一部破壊分子の家宅捜索に際しまして、武器、凶器等が多数押収されておりました、たとえば本年三月二十八日に執行いたしました「平和と独立」紙の発行停止に伴う家宅捜索に際しましては、刀剣類七十五振、拳銃七枚より、拳銃、小銃等四十発、爆薬類三十四件等を押収いたしております。これは国警本部よりの通報によりまして、明瞭なる事実であります。

以上の事実から徴するに、一部の破壊分子が将来の破壊活動に備え、武器を収集しておる事実がうかがわれるのであります。

第二には、これら事件の背後に流布されている武装暴動等の企図を扇動する不穏な出版物について御説明します。これらの不穏文書は、中央地方を合すれば数多く上りますが、その中で特に指摘したいのは、昨年十一月十四日連合軍司令官指令によりまして、発制停止措置をとりました「内外評論」、及び本年三月二十八日同様停刊措置をとった「平和と独立」であります。これらはいずれも発行人、発行所の記載のない定期刊行物で、秘密に配布されているのでありますが、その内容の主張より見て、急進的な共産主義を信奉する者によつて発行されているものであるとの疑いが濃厚であります。これらの出版物には、昭和二十五年十月ころより、武力革命の必然性、非法活動の必要性、社会秩序の混乱、警察治安機関の内部撓乱、麻痺の唱道、革命的危機の急速な醸成等を主張した論文が掲載されているのであ

ります。すなわちそのおもなものを説明すれば次の通りであります。

- (イ) 共産主義者と愛国者の新しい任務——力には力をもつて戦え(内外評論特別号第四号)
- (ロ) 高まる波を権力獲得の革命闘争へ(平和と独立第八号)
- (ハ) 暴力には力でも戦え、共産主義者と愛国者の新しい任務(同第九号)
- (ニ) 権力獲得の武力革命のために党をボルシェヴィキ化せよ(同第十三号)
- (ホ) 権力獲得のための革命的指導を(同第十四号)
- (ヘ) 共産主義者は蜂起をやり始めているか(同第十五号)

等文の中には、左のような主張、扇動の記事が見出されるのであります。すなわち「内外反動勢力を打倒するに、広汎な大衆の政治的動員と組織及び武力闘争が必要である。あらゆる形の人民武装反抗闘争とその組織の積極的強化を進め、国家権力の機構を外部的から強力的に破壊することによつてのみ、人民の解放が可能である。これら一切の闘争の指導は共産主義者を先頭部隊とする権力闘争の観点で貫かねばならぬ」として、武力革命の必要性を唱道し、あるいは、「本質的に革命は、権力機構の許す合法のわく内で行うことは絶対に不可能で、非法活動の全面的強化なしには、あらゆる闘争の前進と発展はない」として非法活動の強化を主張し、あるいは「支配機構の孤立と混乱動揺と麻痺をして大衆の革命的憤激を高める必要があり、武力蜂起には革命的危機の存在が前提となり、それには支配機構の動揺混乱、大衆の不満と憤りの激発及びこ

れらの条件を革命の勝利に導くボルシェヴィキ共産党の存在が必要である。今日の日本では、かかる革命的危機は明らかに成長しつつあるが、まだ成熟していない。従つてわれらの全努力は、これらの条件を急速に成長させ、成熟させることに向けられるべきである」と述べ、暴力革命の必要性を具体的に強調しているのであります。

次いで昨年二月、これら破壊分子の第四回全国協議会が開催されたこと伝えられていますが、この四全協において、正式に軍事方針として武装闘争の方針が決定されたこと伝えられているのであります。「内外評論」第十六号に記載されております。この「内外評論」の記事によれば、従来散発的にただいま申し上げたような非法出版物等に掲載されて来た武装闘争に関する意見をとりまとめ、さらにこれを発展させ、一つの方針として打ち出しているわけでありまして。

次いで昨年十月開催されたといわれる第五回全国協議会で決定されたこと伝えられておりますが、「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならぬ」と題する記事が「内外評論」通巻第三十一号に登載されているのであります。並びに本年二月非法法に発行された「中核自衛隊の組織と戦術」等において、武装闘争をさらに具体的に発展した形において明示しており、これに後者においては、中核自衛隊の組織方法、その行動特に武器の入手方法及びその使用方法、軍事訓練、資金獲得方法等を具体的に指示しているほか、必要ある場合には特定人の殺害等の暴力の行使も避くべきではないと主張しているのであります。最近また

「さくら貝」と題する文書が軍事方針の理解と実践のための方針書として、地方ビュロー、府県ビュロー、軍事委員会の責任者に配付されたといわれておりますが、同文書は、第五回全国協議会の後に、従来の武装闘争に関する方針書を一層明確に具体化せしめるため、実践の経験を集積検討したものとごくであります。

なおこれらの不穏な文書を総合するに、次のような恐るべき武装革命への三段階の構想が述べられているのであります。まず革命の発展段階を三段階にわかし、第一段階においては、革命軍事委員会の指導統制のもとに中核自衛隊を組織して、これを中心としてあらゆる大衆闘争を権力に反抗すること意識化せしめて、これを抵抗自衛闘争に盛り上げしめること、すなわち武装暴動の必要性の唱道、そのための暴力行使の扇動により、大衆を革命的闘争にかり立てる段階であつて、現在はこちらよりどの段階に当たるとしておるのであります。第二段階においては、大衆をかり立て、抵抗自衛闘争をさらに発展せしめて、中核自衛隊の指導統制のもとに、バルチザンを組織せしめるものと、最終段階である第三段階においては、大衆闘争は国民武装蜂起と化し、抵抗自衛隊は人民軍に転化して、その中心部隊としてバルチザンが行動し、指導部隊として中核自衛隊が行動する段階で、この段階がすなわち総反撃の革命段階としていっているのであります。従つて現段階においては、全国的に抵抗自衛組織と中核自衛隊の確立強化が緊急事とされて、着々と全国各地にこれらの結成を見つつあると伝えられ、前述の各非法出版物の記事を

総合するに、抵抗自衛組織が百二十一、中核自衛隊が二十七、すでにその結成を見たことになつており、地域的には関東、近畿、九州、北海道等に多いとされているのみならず、各地において中核自衛隊の入隊宣言文が発見されているのであります。

次に軍事組織について見ますに、これらの文書には革命を闘い取るために、権力機構を倒す手段として軍事組織をつくり、武装し行動することが必要であるとし、そのためには、あらゆる手段が許されるので、この場合には通常の支配者の道徳は適用されず、またそれに影響されてはならないとしており、この軍事組織の指導、発展に当る者は、中央から地方府県地区に至る一連の軍事委員会、その任務は、軍事組織の基本である中核自衛隊を養成させることによつて、バルチザン人民軍を組織して行くことにあるとされております。中核自衛隊は工場、部落、町、学校その他至るところに組織し、軍事組織の最も初歩的、基本的組織で、十人以内の一隊を組織し、五人ないし十人を小隊、二ないし三小隊をもつて中隊、二ないし三中隊をもつて大隊を編成することになつており、各隊には隊長のほか必ず一名の政治委員を置いて、軍政の一体となつた指揮指導のもとに遊撃戦を主任務とするものとされているのであります。

次に彼らの戦術についてであります。遊撃戦術の目的は、敵の弱点、間隙等を攻撃し、その分散した力に對し、味方の集中した力で行撃を與えることになつて、攻撃のために結集し、攻撃の後には大衆の中に解け込まなければならぬとし、敵の武装力に對する

直接的攻撃を加えることが必要であるとし、また一面権力機関に対する内部工作を強調しているのがあります。これが具体的実践として、いわゆるY工作が警察工作が打ち出されていると疑われるところがあります。

次に攻撃のための使用武器については、その主要な補給源を米軍、警察、その他武装機関とし、直接これを襲つて武器を奪ねばならぬことを指示しており、なお武器としては、最初は必ずしも近代武器でなくともよく、刀、竹刀、くし、工作道具、農具、石、目つぶし等手当たり次第に使用し、またバント針、催涙ガス、手榴弾、爆破装置等簡単なものは自製せよと指示しております。昨年十二月以降、今年三月に至る間に惹起された組織的集団暴力事件において使用された武器の種類は、次のことと一致しております。催涙弾二、音響弾一、ピストル一、目つぶし二、バント針一、羅針一、空気銃一、ガソリンびん一、火燭びん三、カーバイド入りラムネびん一、ダイナマイト一、爆薬一、竹やり一、こん棒一、人糞入りびん二、つるはし一、スコップ一、計十六種二十一点で、かくのごとき悪質破壊的な内容を持つた出版物がいかに配布されているかについては、法務総裁の御説明にもありました通り、全国的に相当広汎な秘密配布網を持つてゐると認められるのであります。昭和二十五年八月「平和と独立」「内外評論」の両紙誌が発行された当初は、その部数もきわめて少く、読者数も極限されたものでありましたが、しからば昭和二十六年一月には、「平和と独立」紙上に読者組織の擴大を指示する論文が掲載され、同

年二月ごろからは読者の擴大を主張して、読者集団の組織化をも提唱しており、その印刷方法も独特な方法に切りかえられて、発行部数の急激な増加に即応することとしたものであり、かつ「アカハタ」の後継紙同類紙発行停止指令に基づく捜索の結果、全国各地の共產主義者の自宅あるいはアジトから、しばしば「平和と独立」「内外評論」を発見しており、本年三月二十八日「平和と独立」の停刊執行に伴い、全国二千三百余箇所の捜索の結果、「平和と独立」二万四千六百四十二部、「内外評論」四千九百九十九部を押収いたしております。これは国警本部からの報告によりまして明瞭な事実であります。

以上により、「平和と独立」及び「内外評論」が全国的に相当広汎な配布網を持つてゐるものと認められるのであります。なお、右両紙誌はその輸送には、種々偽装を施し、荷受人も偽名を用い、荷受人との文書連絡には別のアドレスを使用するなど、この秘密的方法は、きわめて巧妙であり、荷受け場所から読者に配布するにあつても、すべて手渡し主義をとつてゐる模様であります。

昨年二月に開催されたと称せられる第四回全国協議会において決定されたといわれる「組織問題について」と題する論文は、非合法組織活動について詳細なる指示をしております。さらに昨年八月開催されたといわれる第二十回中央委員会、及び前に述べた第五回全国協議会にてこの問題は一層深く議論の上、推進されたといわれております。これらによると、すなわち非合法組織活動の目的は、党組織を秘密にし、合法舞台を活用しながら武装革命を推進することにあるとなし、非合法組織の系統は、いわゆるビュロー組織となし、中央より細胞に至るまで地方分権組織の單純化を主とし、中央と細胞との直結をねらつてゐるのであります。中央ビュローは少数の幹部によつて構成され、またたく秘匿されております。なお、中央指導の各地方ビュローが確立せられ、その数は全国で六つになつてゐると疑われるのであります。

前述の捜索、押収による資料によれば、ビュローは、Vの文字をもつて表示されてゐることが認められるのであります。中央ビュロー及び細胞はいずれも非合法機關紙の発行をなすことになつておりますが、さきに申しました「アカハタ」の後継紙同類紙の発行停止指令によりまして行われた発行停止処分中には、これら中央ビュロー及び細胞の機關紙ではないかと疑われるものが含まれておるやに見受けられるのであります。なお非合法組織活動は、絶対秘密保持の原則に立つてゐるのでありまして、さきに「平和と独立」及び「内外評論」の配布關係の際にも申し上げたように、連絡の迅速正確を確保し、アジト印刷所等の確保のために技術活動を担当する組織、技術部すなわちテクと称するものが中央より細胞に至るまでこの原則に書いて行われてゐるのであります。当局におきましては、さきに申し上げたようなV通達なる文書をしばし入手しておるのでありますが、それによれば、Vにおきましては、種々の調査活動を下部に指令してゐる事実がうかがわれるのでありまして、国内治安

機関に対する調査活動の一環として、「人民監視網」と称するものがあることがうかがはれて、治安機関の動靜をビュロー組織自体において調査をいたしておるといふように疑われるのであります。

以上申し上げました事実から推測いたしますと、冒頭に申し上げましたような一連の暴力主義的破壊活動と、内乱や武装暴動の必要性を主張し、その実現のための暴力の行使を扇動するこれら不逞の文書とは深い関連があり、いづれも全国的に秘密に組織されたと疑われるような団体によつて、指導推進されてゐるとの疑いを深めざるを得ないのであります。以上客観的な資料に基づきまして事実を申し上げました。どうぞ御審議の資料に願ひます。

○佐瀬委員長 ただいまの破壊活動に關する古河特審局長の報告は、法案の審議上まづ一般治安対策上国会として注目すべきものがあると思ひます。もとより政府はその調査の方法等において十分責任を持てるものと信じておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 ただいま申しました概況の御説明は、すべて客観的な文書の資料に基づいて申し上げたものであります。また事件につきましては、實際に行われた事件についての報告であります。特審局あるいは政府の主観的な判断は一つも入つておりません。

○佐瀬委員長 田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 昨日私が質問をいたしましたことに対して、ただいま吉河特審局長から詳細にわたり資料による御説明をいただきました。この点に対する内容はつきりいたして参つたやうな気がいたします。ただ昨日の質問に關連いたしまして一言だけお確かめをいたしておきたいと思ひます。これは、今の御説明によりまして、この法案は、議和を控えた今日つくりなればならない客観的な事情があるということとは、ほぼ明らかになつたように思ひます。しかし御説明の内容を聞いておりますと、この資料をもつていたしましなれば、もはや疑いもなく、かかる行動は日本共産党の破壊活動に關連するものであると断言していいやうな気がいたしましたのでございまして、この資料のみでは、なお日本共産党がこういふやうに背後におるのだということが明らかにならないといふ現在の特審局のお考え、この点をお確かめをいたしまして、私の昨日からのこの質問を終らしていただきます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問になりました日本共産党のこの種暴力主義的破壊活動の組織的実体との関連につきましては、私どももいたしましても、關係治安機関と密接な協力のもとに鋭意調査を進めておるやうな次第であります。最終の結論にはまだ達しておりません。

○佐瀬委員長 午前の審議はこの程度にとどめ、午後一時から再開いたします。暫時休憩いたします。

午後一時五十一分休憩

午後一時十九分開議

○佐瀬委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を繼續いたします。花村四郎君。

○花村委員 私は結論的な質問を二、三點簡単にいたしまして、詳細なる点

につきましては、各論に譲りたいと思
います。

そこで一般質問としてだん／＼進ん
で参つたのでありますが、どうも政府
当局の答弁をお聞きしておりまして
も、その答弁のうちで、最も必要と思
われる点に對しまして、どうもはつき
りしない点があると申し上げてよろし
いと思う。何か足のかゆいところを靴
下の上からかくような感じがいたすの
であります。もう少し率直に大膽に
事實をありのままに答弁をお願いいた
うことを特にお願いをいたしておく
次第であります。

そこで今日の時局にかんがみまし
て、治安維持の面においてほとんどす
べての国民が不安の感に打たれてお
りますことは事實でございます。しか
もこの治安維持に関する問題は、政府
の手のみによつてよくすることは不可
能である。やはり一般国民の協力に待
つにあらざるばその成果をあげ得ない
ことは明瞭であります。であります
から、こういう意味におきまして、
政府の意のあるところを国民にはつき
りと知らしめて国民の協力を求める
という態度に出でなければならぬと思
うのであります。そこで政府から渡さ
れました参考資料を大体拝見いたした
のであります。この資料によつて
すなわち／＼は戦慄を感じる次第で
ございまして、あらゆる方法をもつてこ
の暴力主義的な破壊行動を起さんとし
つつある、いな起しつつある共産党の
姿があらまに見られるがごとき感
じがいたすのであります。

そこで本法案は暴力主義的な破壊活動
をする団体を対象としております立法
の精神から申しますならば、そうあ

るべきことで、これは何らふしぎはな
いのであります。しかしこういう重大
なる法案を立法いたしますにについて
は、現実にはどういふ団体がどういふ暴
力主義的な破壊活動をしておるのであ
るかというところをはつきりとらえて、
それに対処する意味の立法であると思
われるのでなければならぬと私は
思うのである。そこで本日渡されたこ
の／＼の資料その他今日までわれ
／＼が見聞し、あるいは体験をいたし
ました共産党の暴力的な破壊活動とい
つたような眼に余る行動をなしつつある
共産党を對象として、この法案がつく
られるようなことに相なつたらうと思
うのであります。この点をはつきり
法務總裁から御答弁を願つて、国民に
この重大なる法案をつくるゆゑんの
もの、こういう危険がまゐる団体を對
象として今日考へなければならぬとい
ふ／＼來ておるのであるというこ
と、この委員会を通じてはつきりさせ
るというところが、要するに国民の協力
を得る唯一の道であると思ひますの
で、その点をはつきり伺つておきたい
と思ふのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。
花村委員の仰せのごとく国内の治安を
いかに維持して行くかというところは、
ただ政府のみでできるものではないな
く、国民もとも／＼この実体を把握し
て、政府と協力して日本の治安を維持
すべきであるという点はきわめて同感
であります。そうしてこの破壊活動防
止法案のねらいはどこにあるのか、そ
の実体を示せという御議論でありま
す。これもいかにもつともなこと
であると思ひます。そこで今日いかなる
暴力的な破壊活動を行つておる団体があ

りやいなやということでありま
す。今
朝政府委員よりその点については詳細
に説明したやうであります。私は不幸
にして他の委員会に出席しておりまし
たが、その資料によりまして、現下い
かなる団体が暴力的な破壊活動を行わ
んとしておるか、また実行の緒について
おるかというところは、きわめて明瞭に
なつたかと思ふのであります。なおこ
の法案の趣旨とするところは、議和條
約履行後の事態にかんがみまして、
およそその思想の右たる左たるを
問はず、いやしくも暴力をもつて治安
を乱さんとする者に対しては、断固と
して抑圧しなければならぬ、これは國
民も同感であらうと思ひております。
要は現在かやうな団体があるかどうか
というところであります。今朝の資料
によりまして、委員はもちろんのこ
と、この委員各位を通じて日本全
國民はこれを注視したことであらうと
私は確信して疑ひません。なお現在さ
やうな団体行動に出でざるものも、將
來においてこれを規制して行く必要が
十分にあるかと考へております。す
でに、例を申してみますれば、過去にお
きまして何々団体というやうな名で
もつてテロ行為を行つておる事実も、
御承知の通りであります。すべていか
なる団体といへども、いやしくも暴力
的な破壊活動をもつておるものは、日本
の治安維持の面から見まして捨ててお
くことはできないのであります。こ
の法案によりましてすべからざるやうな団
体は規制して行きたい、こう考へてお
る次第であります。

○花村委員 そうしますと、結局政府
の団体としてのねらいは共産党であ

る、こうはつきりお聞きしてよろし
うございませうか。

○木村國務大臣 ただいま申し上げま
した通り、ただ單に日本共産党とい
うことのみを目的としておるものでは
ありません。すべて広い意味におきま
して、いかなる団体といへども、暴力を
もつて内乱を企図したり、騒擾を扇動
したりするやうなものは、すべてこれ
によつて規制して行きたいと考へて
おります。

○花村委員 その点は先ほどから申し
上げましたやうにわかつておるの
であります。もちろん本法の對象が団体
にありまふことは、條文にも明瞭に
相なつておるのであります。今日この暴力
主義的な破壊活動をしておる団体と認
めなければならぬ団体は、共産党なり
と考へて承つてよろしうござ
いますか。あるいはこれを否認なさ
るのですか。

○木村國務大臣 私は絶対にさやうな
否認はいたしません。日本共産党がそ
のやうな破壊活動を行つておると
ならば、私はこの法案によつておそ
く規制せらるべきものと考へておりま
す。しかしこれはたゞ日本共産党がた
だいま現在においてかやうな破壊活動
を行つたかというところについては目下調
査中でありまふが、およそ今日まで
資料によりまして御想像はつくこと
だらうと思ひております。

○花村委員 どうもあまりはつきりし
ないやうであります。もう少しこ
れははつきりさしていただく方がい
いと思ひますが、またこれは審議半ばに
おいてもう少しこの点をはつきりする
やうに御考慮をお願いしたいという注文を

いたしておきます。
それから各国で共産党の破壊活動に
關するそれ／＼の立法例が出ておるよ
うであります。その立法例の主な
るものを漏らし願えればけっこうだ
と存じます。

○關政府委員 印刷いたしました資料
は後刻お手元へお届けいたしますが、
それに先立ちまして、簡単に要点を御
紹介いたします。
今般しての問題で申し上げます
と、かやうな破壊活動に對してどう対
処するか、どういふ法的処置を講ずる
かというところが、すべての國を通じて
の一般的な問題であるわけでありま
す。それでかつてなかつた國が、新た
にかかる破壊活動の取締りの法規を制
定するといふやうな段階になつてい
るわけでありまふ。そこでこれらの外國
の資料につきましては、日本が過去に
おきましてこういふやうな事情であ
りまして、外國との各種の文獻の取引が
できない關係上、確定的に調査するこ
とは不可能であつたのであります。こ
が、今日まで手に入りました諸資料に
よりまして申し上げますと、大体次の
やうなことを申し上げることができ
ると思ふのであります。

南米を中心とし、そして南アフリ
カないしは東亞の附近の國におきま
しては、かかる破壊活動の結社禁止自
体を行つておる立法例が多いのであ
ります。そうして次にこれら結社自
体を刑事罰として処罰するといふ点
が、その以外におきましては、各
種の行政的措置をもつてこれに對処す
るというところが第二段の考へ方にな
るのであります。そこでさきの刑事罰
の規定をいたしましては、まずその結社

を禁止するといふ形が一つの類型である。そうしてこの種の主義を除く扇動する、ないしはその主義の実現のために教唆をするとか、あるいは相手方を使喚するとか、あるいは相手方をあおるとか、あるいは各種の行為を、全部一律に処分してその立法例が多く考えられるのであります。そしてかような刑事罰を新たに設定するのほかに、行政的措置といふことで、概括的な問題として、まず破壊分子の入国を拒否する。そして国内に滞在しておられる外国人である破壊分子の国外退去を強制する。これがまず外々になるわけでありまして、そうして次に、公職から追放し、あるいは特定の機関、重要産業に対する就職を禁止する、このような行政的措置をとるのであります。そうしてその次に、特定団体の指定、解散、あるいはその種団体の発行して印刷物の発行の停止処分ないしはその団体の構成員に對して特定行為を禁止するといふような各般の処置がとられておられるわけでありまして、これは各国のその主権の事情であるとかあるいは憲法の関係であるとか、あるいは法制的慣習であるとかいろいろの關係によりましては各国さま／＼でありまして、今申し上げた点は大体通じてこのようなことが言えるといふことに相なるわけでありまして。

そこで次に、二の立法例を取下げまして、御説明をしてみたいと思つてあります。

まず申し上げたいのはアメリカであります。アメリカにおきましては、現在この種破壊活動に対する立法例をいたしましては、二つのものがあるわけでありまして。第一は、第一次大戦の当時制定されたスミス法と称するものであります。これは暴力を手段として政府を転覆し、その政府とは州または国定両方を指しておりまして、そのような政府を転覆することの必要性ないしは正当性を唱道する、人に教える、あるいはその必要を人に説く、それを宣伝するといふような各種のこまかい用語の用語を使いまして、一切そういう活動が禁止されておるのであります。同時にそれは自分がそういうことをやることはいけない、人にやらせることもいけない、同時にさういふ結社をつくることを禁止しておられるわけでありまして、これが第一次の、アメリカ国内のスミス法の概要であるわけでありまして。

次に、昨年多くの論議を経まして制定されたアメリカ合衆国の国内安全保障法といふものがあるわけでありまして、これは大体をいたしまして、外国の支配を受ける全体主義的独裁制を合衆国内に樹立する、そういう運動はいけない、こういう一本の線を打出しておるわけでありまして、そしてその前文を讀んでみますと、外国の支配を受ける、合衆国内に全体主義的独裁制を樹立するといふアイデアは世界的規模を持つて活動する共産主義であるといふふうにその法律の前文に書いてあるわけでありまして、要するに今日アメリカにおきましては、そのスミス法の基本理念はやはり国際的背景を持つて共産主義の破壊的活動を防止するといふことに相なるわけでありまして。

そこでこの法案ではどういふことを規定しているかと申し上げますと、第一は、外国よりの指導、支配による合衆国内に全体主義的独裁制を樹立することに寄與する行為をなすために団結、共謀、またはとりきめをなすこと、かようなことを一切禁止して、それに、相當なる刑を持つておられるわけでありまして。そしてまた公務員などの特定の地位にある者が秘密を他に漏らすとか、かようなことがこの法案に規定されておられるわけでありまして。アメリカといふたしましては、すでに前に申し上げたように、スミス法といふ一つの法律的根拠があるわけでありまして、それ以上この法律で各種の罰則を明確に規定する必要はあまりないといふふうに考えたと思つておられるが、刑事的問題を起して約二年間の裁判の結果、有罪の判決を受けたのであります。果が、アメリカ共産党の指導者十一名に對するものは、先ほど申し上げたスミス法によつて処分されておられるわけでありまして。アメリカの国内において、合衆国を暴力によつて、これを破壊するといふそのことが、共産主義者十一名の幹部の、それは共謀したものであるといふふうな犯罪事実になつておられるわけでありまして。この国内安全保障法の行政的な措置といふことは、どういふ規定があるかと申し上げますれば、これはまず第一に、全体主義的独裁制を主張する団体は、全部登録しなければならぬといふことに相なつておるのであります。その登録は自発的な登録を促し、その登録をしない場合には、委員会においてこれを強制して、そして登録をする。一たび登録をいたしましたすと、すべてのその活動におきまして、非常な制限を受けるわけでありまして。たとえてみますならば、ラ

ジオの放送をするのにも、自分はいふ団体者である、郵便を出すのにも、自分はいふ団体者であるといふふうには、全部に団体の表示をしなければいけないといふ制限を受けるわけでありまして。かようなことが、一つの行政的な措置となつておられるわけでありまして。さらに注意いたすべきことには、大統領が、国内安全保障法によりまして、非常事態の宣言をした場合には、破壊的分子は、裁判所でない司法省職員令状によつて緊急拘束することができると、緊急拘束の規定が入つておられます。かようなことが、アメリカにおける今日の破壊活動取締りに關する法律の一端であるわけでありまして。

次は、最近ごく新しくできたもので、南アフリカ連邦にできておるもので、その題目としては、共産主義抑圧法といふことになつておられるわけでありまして。これはまず第一に、南アフリカ共産党を、非合法法として、法律自体において解散を命じておられるわけでありまして。そしてその党に對する同調団体は、司法大臣の指定によつて解散されることになつておられるわけでありまして。この部分は、純然たる行政行為によつて、解散を指定するといふことに相なつておられるわけでありまして、そして制限事項といふことは、非合法団体構成員となつてはならない。そしてまたすべてのものにその団体であることの表示することあるいはその団体に利益を供與する一切のことを禁止すること、ないしはその団体の構成員であつた者に対して、労働組合の幹部になつてはならないとか、各種の要求を司法大臣がなし得ることになつておるのであります。またこの法律におきましては、非常に強力な調査上の権限を與えておられて、裁判所の令状によらずに、必要な箇所に入つて調査することができるといふような規定になつておるのであります。あるいは各種の出版物その他に對して、司法大臣の命令によつてこれを差しとめをすることができるといふような、そしてまた不法団体として宣告された団体の財産は、國家に沒收されるという規定が入つておられるわけでありまして。かようなものが、南アフリカ連邦の、共産主義抑圧法の概要であるわけでありまして。

最近の立法としては、今申し上げたやうなものがあつて、その他各國におきまして、先ほど申し上げたやうなことに相なつておられるわけでありまして。

なおこの席で御説明いたしたい点は、かような自由主義國家群においては、さういふ規定を持つておられるわけでありまして、これに對してソビエト・ロシアにおきましては、やはり同種の規定がここにあるといふことを御紹介いたしたいと思つておられます。ソビエト連邦におきましては、御承知のごとき國家体制でありまして、その刑法規定の中に、叛逆罪といふ規定が一本入つておられるわけでありまして。その規定をみますと、大體日本の條文として、内乱といふやうな條文にあたるところではあります。その内容も、要するに反革命的、反政府の一切の言動、集会といふやうなものに對して、銃殺といふやうな重い刑罰をもつて臨み、さらに必要によつては財産の沒收、国外追放、あるいは長期にわたる労働といふやうな規定が

その中に織り込まれているわけであり
ます。またこれらの規定は、他の国に
比較を見ない限りなものであると、私
どもは考えているわけでありませう。

さらにきわめて特殊な事態であり
まして、御参考にならぬにおきまし
れませんが、中国共産党治下におきま
しては、これまたきわめて峻烈、苛酷な
る反革命取締りの立法が制定されて
いるわけでありませう。憲法反革命條
例といふものが出ておまして、その中
を見てみますと、現行刑事法の根本原則
を根本から否定した立法があるのであ
ります。第一には罪刑法定主義を根本
から否定しているわけでありませう。た
とえてみますと、反革命的なことをや
つて、條文にあたらぬものは、最も近
い條文によつてこれを処罰するといふ
ことがうたわれておるのでありませ
う。第二には、現在の刑法は御承知の
ごとくに、刑罰の不遡及、刑罰が制定
されたときより遡及しないというのが
原則であります。この憲法條例の中
には、いつまでさかのぼつてもよろし
い。十年も、二十年も、いかなる時代
にさかのぼつても、反革命分子を処分
してよろしい。その行為が、その人の
一生にさかのぼるという趣旨に
解される規定があるのであります。こ
のような規定に基きまして、軍律をも
つて厳格に処断する。しかもその裁判
なるものは、きわめて特殊な、いわゆ
る人民裁判と称する特殊な形態をも
ちまして、大衆的な討論にかけて、感情
を注いで、そこで裁判をするというよ
うな立法例になつておると思ひます。

概要は以上の通りでありまして、こ
れらの点はいづれ後刻立法の資料とし
て御提出いたしたいと考えておりま
す。

○花村委員 諸外国の立法例にかんが
み、また日本の現案をながめる場合に
おいて、本法案が、むしろおそきに失
した感があるのであります。遅れば
せながら本法案が提出せられましたこ
とは、まことにけつこうだと存しま
す。

それで最後にもう一点お尋ねしたい
ことは、朝鮮人の、最近の暴力的破壊
行為であります。朝鮮人が、わが国に
六十五万人余りおると称せられ、北鮮
系は四十数万だといわれておるのであ
ります。これらの方々のうち、多くが
最近日本のあらゆるところにおいて、
暴力的破壊行為をいたしておりますこ
とは、周知の事実でございます。そこ
でこゝの問題が起きておりますこと
は、單にこれらの方々の自発的行為とは
認められぬ。背後に北鮮人、あるいは
北鮮人民共産党との間に血縁的な、
また主權的なつながりがあると思われ
るばかりでなくして、この点に關しま
しては、やはりその背後には、共産党
が大いに指示しておるものがあると思
めてよからうと思つておるものであ
る。近來各所に頻発するこの朝鮮人に対
する問題に關して、政府はどう考へに
なつておられますか、この点はおつき
りと御意見を承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。
朝鮮人が各所で破壊的行為に出てる
この現実は、日本国民みな周知の通り
であります。われ／＼もはなはだ心配
しておるところであります。これが背
後關係がどうかという御質問でありま
すが、背後關係に至つては、まだ十分
な資料は得ていないのであります。し
かしこれらの問題について、どう対処
すべきかということにつきましては、

なか／＼容易ならぬ問題であらうと私
は考えております。もちろん内地に留
の朝鮮人のうちでも、非常に善良な人
もあるものであります。一部において非
常に尖鋭な分子があつて、それらの者
の活動によつて、善良なる分子が迷惑
をこうむつておるというこの事實は、
また見のがすことができないのであり
ます。最も尖鋭な分子に対して、われ
われ日本政府におきまして、法規の
規定するところによつて、嚴重にこれ
に対処して行きたいと思つておりま
す。ただその背後關係いかんというこ
とについては、今遺憾ながら確証は得
ていないという事情であります。

○佐瀬委員長 吉田安君。

○吉田(安)委員 国が独立を眼前に控
えまして、国内治安の現状を考へま
すときに、万難を排して今回の暴力主
義的破壊活動防止法案を提出されまし
たことは、政府としてけだし當然のこ
とであると思つておるものであります。ま
つた今日暴力主義的な破壊活動の恐怖
を感ずることは、これは決して政府の
みではありませぬ。善良なる国民は、
すべて有形無形にこのような恐怖を感
じておるのであります。もう少しつ
込んで申しますれば、国家の前途をま
つたく憂いておるのであります。これ
は日本国民であります以上は、当然
のことであると思ひます。さうな時
期にあたりまして、本法案が提出され
ましたことは、これはむしろその勞を
私どもは多といたします。同時にま
た、前法務總裁大橋君の時代に立案さ
れつつありまして、あの國現法の内容
に比較いたしますと、今回の法案が、
大分あれを緩和されたことと存してお
るのであります。この点は、本法案

が前國現法の成案よりも、一步民主的
な進歩であるとして、この点も喜んで
おるような次第であります。しかしな
がら、いづれの時代でありまして、
かような治安立法というものは、非常
に困難なものであるに相違ありませ
ん。やま／＼いたしますと、これが人権
の蹂躪となりまして、かえつて惡法呼
ばわりをされるということは、かつて
の治安維持法のそれのようなものであ
りまして、この点はよほど立案當時に
注意する必要があることは、言をまた
ないものであります。同時にまた立案當
時は、まづたこれは必要な法案だと
して立案し、それが一たび法律になり
ますと、その運用いかんによりまし
て、まづたこの必要な善法が、惡法に
一変することもありがちなことであり
まして、かようなことを考へますと、
その治安対策を考へ、これを立案
するときは、十分慎重にかつ冷静に
やらねばならぬことだと存じます。そ
の対策に急なるのあまりに、あるいは
また立法技術の点などに、あまりにと
らわれ過ぎますと、せつ／＼かくな
りつぱであります。それが村正の
殺人案にもなりかねないというこ
とを、私は痛感いたすのであります。さ
うな点からこの法案を考へてみま
すと、前に申し上げました通りに、こ
れはほんとうに待つておつた法案であ
り、これを正面からながめますと、ま
つたく降魔の劍であると同時に、や
や／＼と、村正の殺人案になりはせぬ
かということを心配いたすのでありま
す。それで私はこの際法務總裁に伺
いたいと思つておりますが、はたして
これは、立案者の總裁といたされまし
ては、降魔の劍であると思へるかどう

か。また御心中にはいづゆるこれはう
つかりすると村正の殺人案になりはし
ないかどうかという点についての、忌
憚のない御所見をまず伺つておきたい
と思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。

この法案作成にあたりまして、われ
れとして一番考慮を拂つた点は、いわ
ゆる憲法に保障されております基本
的人権を守りつつ、國家治安のため、
暴力的破壊活動を行わんとする団体を
規制して行くこととあります。

それでこの法案を実施するにあつ
て、これがきわめて民主的に行われる
ことを要するのでありますから、そ
れにつきましての構想として、權力の
集中を避けたのであります。要するに
この規制措置を行わんとするに、その
調査、請求の權限をどこに持たせる
か、しつ／＼してこの規制の決定をど
かに持たせるかという点について、特
別の考慮を拂つたのであります。すな
わち規制の調査、請求につきまして
は、法務府の外局であります公安調
査庁においてこれをつかさどらしめ、
さうして規制の決定は、これも法務府
の外局であります公安審査委員会に
與える。しかもその決定にあたりま
して、十分に民主的に行われるように、
その委員の構成につきましては、国会
の承認を得て、法務總裁が任命する。
この委員の人選にあたりましては、言
論界とか、あるいは労働關係者とか、
あるいは法曹界からというように、各
方面の人を選定いたしまして、国会の
御承認のもとにこれを任命するとい
うような方法をとつておるのでありま
す。しつ／＼してこの決定に対して、最
後の異議があつた場合には、いわゆ

る裁判所の判断をまつ、こういう方法をとつておられますので、いきなり行政府において規制処分を、何らの異議に付せずしてやるというのを差控えて、きわめて民主的な考えのもとに、これを構成したした次第であります。

○吉田(安)委員 法案を見ますと、法案自体はまことにりつぱにできておると思ひます。ただいま總裁のおつしやつた通りに、捜査をする機関とこれを決定する機関を、全然別個の独立なる機関をもつてなされたことは、これは十分了承ができるのであります。しかしながらそのおつしやるところの捜査の方面及びその決定の方面、ことに捜査の第一線に立つ、いわゆる規制の第一線に立つ者が、いわゆる調査官である。行政官である。最後の断を下すのも、やはり行政府にあるところの行政官と申しますか、そうしてその処分は行政処分である。かようなことになつております。その調査、その捜査、その処分に対して不満であるという場合には、その訴訟の道を開きまして裁判ですということになつております。その建前はまことにけつこうのように存ぜられるのであります。しかしながら、ややもすると人権蹂躪になりはしないかといういわゆる連帯問題も叫ばれようとするこの法案におきまして、さういふ重大な、捜査から処分までを一括して、別個ではありますけれども、一行政官にまかせるといふところに、私は非常なる危険を感じるのであります。同時にまた、その決定に対して不服があれば裁判が許されておりますが、その裁判も、いきなり司法裁判に付するといふのではなくて、いわゆる行政手続によつてこれをやらぬば

ならぬということになつておるのであります。そうすると、この行政手続によつてみますと、行政事件訴訟特例法の第十條には、いやだと言へば、総理大臣の拒否権がある。その拒否権が存在しております以上は、これはせつかくのりつぱな組織ではありますけれども、結局この二十四條によりまして、訴訟の道は一切が空文に終るといふような心配があるのであります。同時にまた、捜査権を持つておる調査官がこれを犯罪があると調べるが、これに対する防禦側に立つ方の権限といふものは、きわめて薄弱のうちに考へるのであります。でありますから、私どもといたしましては、いやくもこれを立法する以上は、それであくさんであるかどうか。いわゆる捜査、処分する方はそれでいいけれども、考へますと、一方に流れるがらから考へますと、その防禦の方面、権利の主張の方面が、一般訴訟と比較いたしまして、非常に薄弱のうちに考へるのであります。大きな目的を持つておりますこの法案でありますけれども、

は、これについていかに弁明の余地を與えておるかという点であります。それは当法案第十三條におきまして、「当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内の限りに、弁明の期日に出席して、公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員に対し、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することができる。」といふ規定を設けておるのであります。いよく弁明をし得ると同時に、自分に有利な証拠を提出することになります。その次に第十四條におきまして、「当該団体は、五人以内の立会人を選任することとすることができる。」この立会人の監視のもとにこの調査をするわけになります。しかも「弁明の期日には、立会人及び新聞、通信又は放送の事業の取材業務に従事する者は、手続を傍聴することができない。」かようにきわめて民主的にこの事件を取扱わせることになつておる次第であります。しかもこの公安調査庁長官の請求がありまると、先刻申し上げました委員会において、すべての書類に基く調査をいたしまして、さうしてこれを決定する段階になるのであります。しかもその委員は、公安審査委員会設置法第三條にきわめて明らかに規定しておるのであります。職権を執行、何人の拘束も受けず、何人にも影響されずして、独自の見解のもとに公平な決定を下さるやうになつております。しかもその決定に対して異議があれば、これは通常裁判所へ提訴することとができるのであります。しかもこの通常裁判所において提訴するのは、普通は特別裁判所を持つて行くよりなとはからいになつておるの

を往々見受けるのであります。これは第一審から最高裁判所まで持つて行くやうになつております。しかもその審理にあたりましては、急速にやらせる。これは特別に規定を設けまして、ほかの事件の順序にかかわらず、その事件については特に迅速に審理して、百日以内に結審までせよといふ方法をとつておる次第であります。しかも、総理大臣というお言葉が出たのであります。裁判は仮処分にかからず進行して行くわけでありまして、しかも今申し上げました通り、きわめて短期間のうちに審理をして、これを終了させるという建前をとつておりますから、その点についての御懸念はないものと私考えております。

○吉田(安)委員 御答弁を聞いておりますと、まことにりつぱな法案のようになつておるのではありませんか、ただいまの二十四條の行政事件訴訟特例法によつておるのです。これは仮処分のときだとおつしやるが、この仮処分のときが大事なんです。だから、これは一朝決定しますと、その決定は停止する方法がない、そのまま進行してまいりますから、団体の解散を受けたとさういふときには非常に迷惑する。だからさういふときには訴訟を開いてやらねばならない。ところがさういふ場合に拒否権が発動されるということになります。何らその目的を達することができない、かような恐ろしさを招来するのであります。従つて、これはあとでまた逐條審議のときにも問題になることだと存しますが、こういう点がこの法案の一つの大きな欠陥ではない

か、かように私は存するのであります。十條以下にいろいろ調査の方法、それからその決定に至るまでの手続は詳細に書いてありますが、これだけのことはわれ／＼はまだその防禦の方法が実は薄弱であるという理由のもとに御意見を承つておる次第であります。そこは一方では十分だといひ、一方では十分でないといひ、平行線を引くだけであります。これは逐條審議のときに譲ることといたしたいと思ひるのであります。

さらに私はこれが濫用ということなんでしょう。午前中にもいろいろその質問もありましたし、前日もその点が非常に問題になつておるのであります。が、この濫用を防ぐことができません。ならば、これはまことにけつこうなことだと存じます。しかしながら、今言ふやうなことでは行政官の身分のものがこれを調査するといふやうなことになり、さうして裁判は今言ふやうなこととであつて、さうしてなるほど決定請求権の機関と、それからこれを決定する機関は別個の機関であります。が、お気の毒であるけれども、それはやはり司法府の外局であつて、その元締めは司法大臣である。ここに私は権利の濫用といふことを考へますと、かつてのこを考へます。たとえば、かつてあの行政執行法でございまして、あれを立法するときはまことにけつこうだとして立法したに違ひない。けれども一たびこれができ上りますと、あの行政執行法が濫用せられましたことは、今日から考へてもまづたく全身はだえにあらわを生ずるやうなことを感ずるのであります。この法案も一たびその濫用がよろしきを得なかつたとき

すといへんことになる。ことに政治的な野心があるものがかようなものを濫用するということになると、これはどこまで進展して行くか、ほとんど想像がつかないということにも、極端に言えば言えないことではないのであります。これによつて他を圧迫するとか、あるいは独裁ファシズムにまでもこれを持つて行けぬことはないというようにおののける法案だと、あえて言うてもさしつかえないと思ひます。かような点が、先日来ここに一たびこの法案の審議が始まりますと、共産党の諸君からうるさいほどのやじが飛んでおる。そういう点を心配されておられるのではないだろうか、かように存するのではありません。この点で私さにお尋ねしたいと思ひます。この法案は臨時のものであるか、恒久的なものであるかというお尋ねをいたしておつたか、これは臨時のものであるかのごとき御答弁を承つておるのであります。幸いに総裁御出席でありますから、幸いに総裁御自身から、この法案のあり方、いわゆる臨時のものであるか、恒久的なものであるかをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 この法案は決して臨時のものではないのであります。つまり特審局長の言われたのは、刑法は恒久的なものである、この意味において、あるいは臨時性というお考えが新たに浮かんだのかもわかりませんが、これは決して臨時にかような法案をつくらぬという意味のものではありません。どこまでも恒久的な法案であるということをおし上げておきます。

○吉田(安)委員 臨時的でなくして、恒久的なものだという御意見であります。その点はよくわかるのであります。これが一般刑法でもつて取締ることはできないものであらうか。なるほど破壊活動の定義といふと、その範囲といふと、本法案ではこれを列挙主義に並べておるのであります。一見、あの列挙された内乱罪以下の行動に当るものは犯罪になる。従つて、さうなことをやつたそれ／＼の人は、刑法によつて処罰することは明らかであります。ただ現行刑法では、この法案のねらいとするいわゆる団体に対する規制、これがどうしてもできないのだということがあります。これは私今日の立法技術からいいたしましたならば、多少時間はかかりましたが、現行刑法を改正して、さうしてさういふことでも包括して規制の対象、取締りの対象にすることができないことは断じてないと思ひます。目新しくかようなものを出されますから、いろいろ／＼神経をとがらふこともなかりはしないかと思ひます。これが恒久的なものであるとするならば、むしろ一面恒久的な一般原則法たる刑法があるのでありますから、これを改正されてしまふべきでなかつたか、かように思ひます。従つて将来かようなことに關係しますから、一般刑法を改正なさるといふことが、ときとて、これは法務総裁だけの御意見ではもちろんいけないことであります。一般刑法を改正して、一般刑法を改正してかようなことに持つて行くという御意思がありやなしや、その点を承つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。この法案は、暴力的破壊活動団体を規制して行く、さうしてそのもとに行われた犯罪行為の処罰を補正して行く、この二点であります。団体の規制は、これはどこまでも行政処分で行うことと考えております。刑法でまかない得るものではない。この補正の点につきましても、もちろんたゞいま仰せのやうに刑法改正という問題があります。が、この基本法であります刑法はなかなか容易に改正さるべきものではないのであります。どこまでもこの団体の行政的規制を目的とする法案と相まつて、さうな行為に対する処罰を補正して行くということが、本案の目的であるのであります。

○吉田(安)委員 その点は承ひたい。さらにお尋ねをいたしますことは、この法案が、結局組織力によるところの暴力的破壊活動をねらいとするところのことはつきりいたしたことであつて、まことにけつこうだと存するものであります。しかるにここに私どもが不可解千万に思ひますことは、一たびこの法案が成案になつて、さうして近くこれを国会に提出するぞというこゝになりましますと、その以前に全国の労働組合とこゝにはしなくも一つの交渉が起りまして、労働組の方では、これが提案にならないようにして阻止運動が始まつて、さうしてどちらから言ひ出されたことであるか存じませんが、まさに提案されようとする際に、一方当局と労働組の代表者との折衝交渉が始まつたのであります。その折衝交渉が遂にある点に行つて妥結ができません。して、提案になるといふことになる、恐るべし、あゝした前後二回にわたるところの、法案阻止の政治的ストーリーが散行されたのであります。これは善良なる国民の立場から考えますと、私はまことに国家の不祥事だと思ひます。あゝいうことで幾百万の労働階級の諸君が、その職場を放棄して政府に迫る、国会を取巻く、その職場放棄の結果、また幾百万という人たちが、足をとられ、その他の障害を受けて、その迷惑、その損害というものは、これはほとんどはかり知るべからざるものであるものであります。さういふことを考えますと、なぜさうなこともまでも犠牲にして、労働組合の諸君がこの法案阻止に駆起せねばならなかつたかというところであるのであります。今日このわが国の各種の労働の諸君は、もちろん本法案のねらいとするやうな団体でないことはこれはもう人みな確信するのであります。敗戦後のこの民主主義國家を労働方面においてその一翼をになつて、さうして日本を完全な民主主義國家に發展せようとする労働者の団結でなければならぬと私は思ふのであります。またさういふ信頼をしておるのでありますから、この法案の規制の対象となることは、この法案自体がさういふことになつておるし、政府がさういふやうな問題をおるにもかかわらず、あゝいうふうな問題を惹起するといふことは、これはどういふところにある原因があるのか。私といひましたのは、私の、労働組合をなめた卑劣な頭をもつてしては、正常なる頭をもつてしてはその解釈に苦しむのであります。しかもこの法案をまだ提案される前に労働大臣も官房長官までも出て、さうしてその折衝に当

られたのが、なかつた双方了解ができずして二回に及ぶの大ストーリーをやつて、さうして国力を消耗し、国民に迷惑をかける、それでもなおやらねばならぬといふことは一体それはどこに理由があるか。靜かにこれは国会の成行きを見守つても私はよくはなかつたかと思ひます。それがさういふふうでできないといふことにはどこにその欠陥があるのか。法案自体に欠陥があつたのか。あるいはまたこれを説かれる法務総裁、労働大臣あるいは官房長官あたりの熱意が足らなかつたためであるか。その他に言ひに言われぬところの原因が胚胎しておるのであるかどうか。直接その交渉に当られぬ法務総裁なり、あるいは幸いに御出席を願つております労働大臣なりから、この点を私は遠慮ないところをひとつ承つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。この法案について労働組合が阻止運動をされた。これはもう私は実に意外に思つておるのであります。この法案はまづたく労働組合を対象としておるものではないのであります。およそ日本の労働組合で内乱を企図したり、あるいは破壊を企図したり、さういふやうなことはわれ／＼は想像もしないのであります。正常なる労働組合は、これはこの法案の趣旨を十分に理解をされまして、さうな行動に出られるものでないことを私は確信しております。不幸にいたしましては、昨十二月のストがあつたのであります。私はその前に一回労働大臣とともにこの法案の説明をいわゆる總評の組合幹部とした限り、十分われ／＼の意のあると

ころを了解されたと思つておつたのでありますが、しかし結局あつたやうなことになるのであります。まつた意外に考へております。私といたしましては、今後この法案の目的とするところは、そうしてその内容その他を十分に理解してもらへれば、その間の疑問はすべて氷解されて、われ／＼の意のあるところは十分理解できるものところ考へておる次第であります。

○吉田(安)委員 大臣みずから意外に思われたというお話であります。われ／＼もまつた意外であるのであります。どうしてそれが阿方から話せばわかるはずなのに、しかも労働組の代表者の諸君は千軍万馬のつわもの諸君であつて、お話になればこれはわからなければならぬはずのものだと私は考へる。どうしてそれがわからぬかというところについて各大臣もお考へになつたことだと思ひますが、われ／＼の考へからいふと、何かそこに背後的關係がありはしないか。あるいはまたもう一歩入り込んで行けば、その内部に共産分子がたくさんおつて、そうしてそういうことに持つて行くのではないか、こういうことも考へるのであります。さういふことについて御遠慮のないところを私どもは承りたいのであります。何も花村君が言つた通りに共産党に対してどうこういふのではないのであります。今日の日本の共産党、いわゆる合法共産党はさうなことは私はないと信ずる。またあつてはならない。それがあつたならば今日たゞいまからでもさういふものは解散させてもよろしい。私はさうに考へる。何がゆゑにさうすのか。今日の共産党、われ／＼の同僚である共産党は

合法的共産党である、公党である。公党がさういふことをやるべき筋合いのもので断じてないことは、これは国民ひとしく承服しなければならぬことである。それをやるというに至つては、いかに国会において議員の発言は自由であるといつてもこれは慎まなければならぬ。日本国内において合法的政を組織している以上はさうなことはあるべきことではない。それをあえてやる、しかもさういふ資料を特審局長からお出しになつたのだから、あつたことはかりにも日本共産党のさしにねによつてやつていふことならば、私は真正面から今日たゞいまより共産党とつ組んで私どもは國家のために働かなければならぬ。しかし私どもはさうでないと思ふ。今日の合法共産党はさういふものでない。ほんとうに日本の民主主義が進展してつづかな國になることにわれ／＼とともに努められていふと思ふ。たゞ政策がときに違つて反對するものである。日本を破壊する、内乱を起すといふことをされるのが日本共産党の使命でないことを私は確信する。しかしながらそれがさうでなくして、やはり今心配してゐるやうなことであるというならば、われ／＼はどこまでも政府とともにこれと闘わなければならぬことは、これは日本國民として当然です。しかしながらさういふやうな、さうでないが、共産主義者——この共産主義者はまた別なのだが、その共産主義者の諸君が日本こののりつばな正常なる団体行動をなしている各種の団体に潜入して、誤つた道に導き入れようとする形勢がなかろうか、さういふことについての遠慮のない御答弁を承りたいと思ふのであります。

○木村國務大臣 私は日本の労働組合は共産主義者に何らリードされてゐるものとは考へません。しかしながらその内部に相當数の危険分子が入つてゐることの疑いがあるものであります。しかししてこの法案阻止につきましては、それらの人に支配されておつたかどうかといふことについては、私はここで言明することはできないのであります。少くとも危険な分子が労働組合の中に入つてゐるということは、これは事実でありましよう。しかし賢明なる組合指導者はさういふものに動かされるというやうなことは私は考へられない。またさういふことは相ならぬことでもあります。ないことを希望する次第であります。

○吉田(安)委員 さらにお尋ねいたします。元にもどるやうであります。が、いわゆる法案提出の際に労働組の代表者と会われたことあります。これが私ははたしてよかつたかどうかといふことを懸念する。ねらいがほかにあるとするならば、一体何を好んで政府當局はこの法案ができた、近く法案を提出するからというて、これを正常な何も心配のないはずの労働団体の幹部に向つて会見を申し込まれて、さうしてさういふことを協議されるか。さういふことをなさるからあつた人たちががやはりそこに疑懼の念を生ずるであらうし、また慎重をとられたといふことは、決してこれを責めるわけではありません。けれどもさういふことがあつたために、かえつて団体を刺激してあつたことに追ひ込んだのではないか、こう考へるのであります。聞かるところによりますと、あの会見はどちらから申し込んだかといへば政府側

から申し込まれた、さういふことを聞くのであります。はたしてさういふことが事実であるかどうか、この際お伺いをいたしておきたいと思ふのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。私は労働組合の幹部に面会を求めたことはありません。たゞ法案の解釈について説明をしてもいいといふこと、の要請があつたものでありますから、私はその席上へ臨んで疑問とするところの氷解に努めたのであります。私からさういふ会見を申し込んだ事実はありません。

○吉田(安)委員 法務総裁はさういふことはないとおしやるのであります。が、労働大臣にその点の有無をお尋ねしておきます。

○吉田國務大臣 お答えを申し上げます。実はこの法律が出るということになりまして、労働組合側といつたしまして、どうしてもこの法律は撤回させる、ストライキを行つてもやるといふ意思を決定しておつたのであります。そこで今吉田さんのお話のように、政府はこの法律は何も正常な組合活動を抑制する意思はないのだから、堂々と決定したらそれでよく出したらどうかという御意見でございますが、もちろんこの法律は、正常なる労働組合を對象としていないことは明瞭であります。しかしながら、組合がそれに反對するといふのは誤解があるであらう、趣旨がよくわからないのではなからうか。それならば、私は、組合の幹部を呼んでよく説明する努力を拂うべきではないか、かように存じまして、四月の五日の日に法務総裁に話して、幹部を私が呼びますから、あなた御足労だ

けれども来てよく説明してもらへぬか、そして組合がどう言つてゐるかといふことも聞いてもらいたい。それで四月の五日の朝でございまして、私の部屋に組合の幹部を呼びまして、そして法務総裁にも来ていただいたので、詳しく法の趣旨を説明してもらつたのであります。私はストライキを決定してゐる組合に対して、その誤解を解くために努力を拂うことは当然ではなからうか、かように存するわけでありまう。なおその後組合側といつたしましては、それでも納得をしそつたにございせん。そこで私もいたしましては、この法律が正常な組合活動を対象にしていないことは明瞭であるけれども、講和独立を目の前に控えて、もしこのまほうつておくらばおそろくストライキに入るであらう。それは日本の今日の状態から見れば決して好ましいことではない。なるほどそのストライキは政治ストであつて違法には違ひないけれども、違法な政治ストではあるけれども、それをほつておけば自然に入つて来る。これは、私どもとして未然に防止する努力は最後まで拂うべきだと考へまして、閣内においてもその意見を述べて、組合が心配してゐる点があるならば、できるだけ自分の方が改めてこれを修正して提案すべきではなからうか、かように考へまして、あれが、四月の十一日でございます。その原則は三つの原則を掲げまして——その原則はおそろくごらんになつたでございませうが、第一は、この法律は労働組合の正常な行為を制限し、またはこれに介入するやうに適用するやうなことがあつてはならないといふことを法文にはつきり書こうでは

ないか、これが第一点であります。なおこの法律の規制の対象についても、不必要な危惧の念を興えないように検討しようではないか。第二の点は、この法律に基く行政処分の違法なものに対する救済規定について考えようではないか。第三は、この法律の公安審査委員会の委員に労働組合の代表もまじえたらどうか。この三点を提案いたしました。閣議の了解を得ましたから、その日に官房長官からこれを声明していただいた。私といたしましては、午後になりまして、この点を、もう一度組合の幹部を呼んで政府の考えているところを述べて、そうして独立を前にしての組合の態度として切に自重してくれというこゝを組合に要望したのであります。その点の事情ひとつ御了解をお願いしたいと思います。

○佐瀬委員長 これをもつて暫時休憩いたします。

午後二時三十五分休憩

午後三時十二分開議

○佐瀬委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

質疑を継続いたします。吉田安君。○吉田(安)委員 簡単に一、二点お尋ねいたします。

一 労働組合の諸君が、政府当局と数日、数回にわたつて懇談をされました。なお納得ができていないということ、その原因がどこにあるかということにつきましては、休憩前にそれ〴〵御答弁を伺つたのでありますが、そのほか何か労働対策について、私はえらい欠陥があるのではないか、将来日本はまだ〴〵治安立法についてはいろいろなものが出て来ることだと

存じます。国際的に非常に複雑、微妙、怪奇という状態でありますから、将来もこの法案だけではたしていいかということさえも、実は心配されるのであります。そういうたゞごと、いわゆる正常なる労働団体が、そうしたことで職場を離れて、国民の損害、不利益、迷惑までも無視してあつたことをやられるというのでは、これはたいへんなことであつて、国家としては迷惑千万であり、民主国家の発展を阻害することだ、かように存ぜられるのであります。その団体の中にいまわしき分子があらはれないか、あるいは背景に共産主義的な団体のいわゆる扇動、使喚があらはれないかというやうなことも考えられるのでありますが、もう一つ掘り下げて考えますと日本の労働組合というものは、終戦後新憲法下に認められたに過ぎないのであります。その育成途上はまだ短時間であり、従つて完全に行つていないことはもちろんであります。今同のごときことが繰返されるということは迷惑でありますから、やはりこれは政府の労働対策のその政策の面において至らないところが十分あらはれないか。願わくば、こういう治安立法というやうなことが起ります際には、労働組合はもう少し静かにあつてほしいものだと思つておられます。それができないということは、やはりそこに労働政策の面において重大なる欠陥があると思つて、こういうことにつきまして、当面の責任者であられる吉武労働大臣はいかなる御対策をお持ちになつておるか、この機会に承つておきたいと思つておられます。

○吉武國務大臣 お話のごとく、日本の労働組合のあり方についてであります。が、終戦直後には、にわかにはできなかった組合でありましたために、その中にはいろいろ分子があり、またみんなの知らない間に一部の極端な者の指導に動かされたという事実はあるのであります。しかし過去七年の間に組合もだんだんと成長いたしました。私どもは見るところにおきましては、今日の組合におきましては、まず健全なる組合として発展しつつあるものと考へております。ただ、これは政府の対策というお話もありますが、私どもは、ほんとうに組合主義の上に立脚して、労働者の労働条件の維持向上というものに専心努力をされるというやうに、もちろん指導いたしております。しかし組合は、ただ私どもが申しましたからといつて、簡単にすぐやうなるべきものでございませんで、要は組合員の自覚と自主的な自制にまたなければならぬと思つておられます。幸いに私どもは見るところでは、一時の困難なときにおける組合のあり方とは大分かわりつつある、かように実は存じております。

○吉田(安)委員 対策をお持ちがあるかという意味でお尋ねしたのでありますが、それに対する御答弁はそれと存じます。しかし今ここでただちに対策いかんということを追究いたしまして、これは無理と存じます。幸いに労働大臣はかつて労働次官であつたし、また日本を代表して国際労働会議にも行かれたやに聞いております。この方面については相当の權威者であると私は考へる。従つて吉武君御在任中にひとつ画期的な労働対策を打立てていただきたい。こういうことが労働組合に対しても、あるいはまた国家に対しても幸いなことと存じます。どうぞひとつそういう点で、労働対策については十分なる御精進をお願いしたい。近くはまた労働法の改正案なども提出されるやうであります。が、そういうことにつきましても、これはま直接労働組合に対する法律の改正でありますから、神髄をとがらすこととま当たらだと思つておられます。そういうことも十分ひとつ御考慮、御精進をお願いしておきたいと思つておられます。

次に、私は、法務總裁がおさしつかへでお見えになつておられますが、幸い意見長官が見えておりますから、法案について一、二お尋ねをいたしておきます。

この法案を手にしましたときに、十條以下で私が思ひましたことは、これは特種局が一步昇格して擴大強化されるということに一言をもつて盡きるものであります。私もから考えますと、今政府は行政機構の改革をやる、行政整理をやらなければならぬ、なるべく人員を減らせ、そうして国民の負担を軽減しろ、これは常識であり、相場であります。さうな場合に、またこの法案のごときことになりまして、そこにいろいろの設備が行われて、人的にも物的にも擴大強化され、従つてその経済面に対しましては、国民の負担はさらに附加されるというやうなことも相なるのであります。これが一つ。それからもう一つは、なるほど当然刑罰法規範の対象となる行動については一般刑法で罰する一面、団体に対しては、その取締りの規制の方法がなからといふことで、この十條以下の方法によつてこれをやろう、こういう建前でありまして、団体に対する解散の決定であるとか、あるいは六箇月を下らない範囲におけるその活動の停止であるとかいうやうなことも、やはり一つの刑罰であるといふやうに私は考へるのであります。いわんや個人々々の行動、こういうことを捜査し、こういうことを調査し、そして検事の起訴に値するがごとき、公安調査庁長官が請求状一本出して、それに基づいて公安審査委員会がその適否を判断するといふやうなことを行政面ばかりにまかせるといふところに、この法案の行き過ぎがあり、危険があるんばかられるのであります。こういうことをせめて、むしろ従来の警察の方面を強化する、整備する、あるいはまたその流れをくむ警察機構を整備する、これを強化する、それによつてこゝういふ目的を達成することはできないものであるかどうか。そうすることゝが、三権分立の建前から行きますと、適當なことであつて、行政官の行動、権限をかうに広めるといふことはいかであるか、かように存するのであります。その点につきまして、意見長官の御意見を承つておきたいと思つておられます。

○佐瀬(連)政府委員 お尋ねの点は、純粹の法律問題と申しますよりも、実問題に触れるところが大きいように存じます。その点については、なお特審局の方なり、他の政府委員からお答え申し上げます。機構の問題にもお触れになりました。これも同様でございます。後に詳しい御説明をすると思つておられますが、この特審関係そのものの機構は、端的に申しますれば、委員会と

であります。これは法務総裁がお見えになりましたからいたすことにいたしました。政府委員の方々に伺うことにいたします。

この法案につきまして幾多の問題があり。労働組合、あるいは新聞協会、その他文化人から反対の輿論が形成さ

れておりますことは、法務府の諸君も御存じのことだと思うのであります。が、それは一にかかつて、この法案を自体に反対というよりも、この法案が一旦法律として成立した後におけるいわゆる濫用に對する危惧の念であります。これは日本の官憲に對する一觀大衆の不信から來ておることだと存するのであります。また過去の幾多の実例は、いかに政府が答弁を懇切丁寧に

いたしましても、一旦法律として出現した以上は、法そのものが生きものとなつて、之を取扱います下級の第一

線の官僚がいかに残酷無比なる行動をやつたかということは、過去の治安法、あるいは軍機保護法、国防保安法、その他治安関係に關しまする幾多の法律の適用に當りまして、その証拠

をあげると申しますならば、無数に証拠があげられる。さればそのことにつきましての保障、担保というものが十二分にありませんければ、正当の行為に対しては適用しないというべきであらう。

ただけの答えでは、満足できない。そこで先般来政府当局の御説明を聞くならば、憲法に保障されましたる言論の自由、その他の基本的人権に對しましては、勢力これを轉變するものであること

とを言明せられております。そこでさ
ような趣旨のもとにこの法律が適用さ

れるというのでありますが、この法律の第二條にさような規定があるようにで

ます。また刑法第百九十三條に規定する職権濫用罪の規定もございます。濫用がまた職務を違法ならしめるような場合におきましては、国家賠償法によ

る賠償の問題もあり、また当該処分が訴訟によつて取消されることとなるわけであります。

○猪俣委員 私は今の答弁では満足できないのであります。いやしくも権利濫用でありますならば、警察あるいは検察、あるいは地方公安調査官、この人たちは一定の組織を持ち、一定の権力を持ち、あるいはまた警察官のごときは武器を持つておる組織の団体であると申さねばなりません。民間人の組織の団体が破壊行動をやりました際には、嚴重なる取締り規定が特に刑法

以外に本法として制定せられておる。
しからば、対等の意味におきまして、も

しこの組織的団体である警察をいはいは調査官その他の諸君の濫用がある場合には、これは破壊活動でありまして、かような基本的人権を破壊するような活動をなした者に対しては、つり

合い上りやはそのれに對する御意を的確にここに規定すべきものではないか、これを規定せずして、ただ訓示規定みたいな條文を置いただけでは、安心ができない。それは私は資料として

後ほど要求したいのでありますが、一
体刑法第百九十三條、四條なんとい
うものが、いかに適用されておる
か。過去の犯罪統計におきまして、ほ
んど例がない。ことに治安維持法が

施行せられておつた時分には、警察や監獄で殺された人間が数々ある。しかるにもかかわらず、権利の濫用なりとして処罰せられたる公務員の數といふものは、実に驚くべきはど少い。それ

100

100

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	85%
30-49	80%
50-69	75%
70+	70%

1

100

1

ぬような処罰規定があるのであります。しかるに権利の濫用をした、この第二條の精神に反する行為をした公務員に対しては、何らの制裁規定がないという事は、はなはだ片手落ちではないか。さればここに、労働組合その他の人たちの非常に不満を持つ根源がある。もし諸君が眞に国民の権利義務を尊重し、基本的人権を尊重するならば、まず第一に、その点を考えるべきものである。ただ人民を縛ることばかり先に考え、それに対して水も漏らさぬように、苦心さんたんして法案をつくり上げ、そしてこういふやかしのような訓示規定を置いてごまかそうとしたつてだめであります。この規定の精神に違反いたしましたならば、どういふ制裁があるか、これをはつきりしてもらいたい。身体を拘束したというやうな問題じゃない。この第二條の一項二項の原則、これは厳として守らなければ、諸君は労働組合をごまかしたことになる。しからば厳としてこれを下部官僚に守らせるに、いかなる担保がありますか、それを説明してください。

○吉河政府委員 事務当局といたしましては、先ほども申し上げましたように、公務員は幾多の懲戒制度その他の刑罰法規の適用もあるので、これをもつてまかなうことができると考えます。また長官が責任をもつて部下を監督することによりまして、その監用の防止に努めたいと考えております。

○猪俣委員 これはなお法務總裁に質問することになります。今この第二條の精神を犯した、いわゆるこの法律の違反者、それに対する制裁が何も規定してない。これがこの法律の根本的

欠陥である。その規定しない根底には、ただ人民を縛ることのみに急にして、国民のいわゆる基本的人権を擁護する熱意が、政府当局、立案者に欠けておるからである。かようなことでは、幾多の人権蹂躪問題が発生するだろうと思ふ。これは実にこの法の一大欠陥であります。これについてはなお大臣に質問することにいたしました。なおこの第二條の精神に違反せられ、不当なる官僚によりまして彈圧せられます個人あるいは団体の救済保障、こゝういふことについてどういふ規定があるか、箇條をひとつ言つていただきたい。

○關政府委員 お答えいたします。公安調査庁の職員が職権を濫用した場合にどういふ処罰があるか、これは前に局長がお答えした点に関しまして、立法上交又した点を第一にお答えいたします。刑法百九十三條ないし百九十四條の濫職の罪であります。百九十三條は一般的な公務員の場合でありまして、百九十四條から百九十六條までは特別な、身柄を拘束し得る権限を持つ公務員について規定されておるのであります。これらの規定の趣旨を考えまして、全然、強制調査権でない、任意の調査権を持つだけの公務員に対して、同様の規定を設けることは、刑法などの趣旨から見てもかと思ひまして、特にここに入れるのを削除した次第であります。第一点はさうであります。

次に全体的にどういふような保障があるかという点でございますが、これは私どもとして、その点については特に慎重な考慮を拂つた次第でありまして、第一には、第三條の暴力主義的

破壊活動の概念をどういふふうに規定するか、この点が第一の基本問題になるわけであります。これをあいまいにいたしますれば、それはどういふふうにも解釈適用されることに相なるわけであります。これを嚴格に規定したという点が、お尋ねの第一の点だろうと思つて、従来努力した点であります。そこですべて第三條第一項の行為は、刑法に現に規定してあるわけであり、刑法に現に規定してあるわけであり、新しい概念は一つもありません。すべて刑法に載つておる規定でありまして、刑法の慣例により、あるいは学説によつて確定しておる行為であります。その手備、陰謀、教唆、扇動等も、すべてこれは法令の規定ある言葉ないし慣用語でありまして、そういうふうにつちりとしたいたしますれば、その概念に現れたそれだけの行為によつて、まづそれが幅広く解釈されるということとは全然ない、それはすでに裁判所において定められたことであるから、それによつて解釈する、こゝういふことになります。

第二点に考慮いたしましたのは、第四條と第六條の規定に相なるわけであり、この第二條の精神は、第四と第六條の規制処分の中に十分に取入れられておるのであります。これをこらういだけだしますれば、かと思ひます。要するに一回破壊活動をした団体がありまして、それだけではこの規制にはかからない、それが継続または反復して、将来において同様な破壊活動をするという明らかな危険がある、それがしかも十分に立証されるといふやうな条件でしほりまして、ことさらに但書におきまして「相当な限度

を越えてはならない」と規定いたしました。私どもは實際的には四條、六條の實體規定の中に、このやうな考慮が十分に拂われてある、かように考へておるわけであります。

次に第十條以下の規制の手続でございます。これにつきましては、第十條から十だけばわかるように、第十條から十七條の趣旨であります。そして十分なる審理さらに審査の決定をいたした場合は、その決定書のあらゆる証拠というものを、こちらでもつて謄本を相手方にお渡しいたしました。そして、決定書を委員会に送付する場合には、その決定書を当該団体へ送つて、さらに直接当該団体から意見、弁解が委員会に送達される、かような構成になつております。次に調査権の問題であります。調査権につきましては、これは……。

○猪俣委員 あなたの説明のやうなことを私も読んでいます。そんなことを聞いているのではない。あなたの説明したやうなことを前提として、それがそれだけで十分保障されるというなら、なぜ第二條を置くのですか。私どもの言ひは、今あなたの説明したやうな條項を頭に入れておいて、なおこの二條を置いたのだから、この第二條の精神に違反したやうなものに対しては制裁規定がないじゃないか、それが第一点である。なおまた違反して規制せられた者に対しては、いかなる救済方法があるのかということ。すでこの法律が発動して、そして基本的人権が権利の濫用において侵害せられた場合に、それがまた権利の濫用であつて、第二條の精神に違反した

活動をあらうということが認められた場合に、どういふ救済規定があるのかというところをお尋ねしているのだ。あなたのは法案の説明だ。法案をつくるまでに、あなた方が、この基本的人権の侵害と公共の福祉との調和をはかられたことはわかりません。今説明を聞いてわかってきます。私はそれを言つてゐるのではない。そういう調和の結果できたとしても、なお権利濫用の場合があるがゆゑに、そういう場合にいかなる救済規定があるかということなんです。よく質問を聞いて答へてもらひたい。もう一べん重ねて言ひます。この法律ができたとして、しかるに二條の精神に違反してここに無辜の民が罰せられるやうな場合において、その規制した公務員がいかなる制裁を受けるのであるかというものが、第一点の質問だつた。これに対しては、十分なる答弁を得られない。第二点には、その権利の濫用において規制せられた団体、個人に、いかなる救済方法があるかということをお尋ねしてゐるのです。

○吉河政府委員 お答えいたします。先ほど来御説明の通り、第二條は規制並びに規制のための調査の基準を示したものであります。ただいま御質問のやうな権限の濫用が行われた場合におきましては、それ／＼先ほど御説明申し上げましたやうな制度に従ひまして、できると考えております。

○猪俣委員 そうすると、刑法の百九十三條、四條は特別の構成要件がある。この第二條の精神に違反した公務員であつても、刑法の規定に当てはまらないものが出て来る。そうすると、それに対しては何らの処分、制裁方法を考へなかつたか。国民を処罰するこ

若しくは公然掲示する目的をもつて所持若しくは公然掲示する目的をもつて所持すること。その次には「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、左に掲げる行為の一をなすこと。」というふうに規定して、そうして第四條には、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体が将来行方であらうことによつて規制する、こうなつておる。そうすると、この団体がこゝろいう文書によるところの、第三條に触れる行為をやつたものもやはり規制せられる、破壊的活動の団体となるのでありますから、その団体がまたこゝろいうことをやるかやらぬかというふうなことになりますと、結局この間におきまして調査官の活動が始まる、ここに検閲制度というものがあるとしても行われるということ、は、實際上としてこの三條、四條を發動する限り当然起つて来る。憲法第二一條に検閲制度を禁止した、これは申すまでもなく言論の自由を保障いたしました條文であります、これとどういふふうに調和して解釈されるのであるか、お尋ねいたします。

〔委員長退席 鑑治委員長代理着席〕

○關政府委員 お尋ねの憲法第二一條の検閲につきましては、出版等の行われる事前に官憲においてこれを調査する、そういう趣旨であると私どもは存しております。つきまして、今のお尋ねの点でありますがこの法案におきましては、その将来の可能性、将来のおそれといふことを一應基準の要件とはしておりますが、それがために、すべて将来出版されるおそれをもつて調査するとかいふようなことは全

然いたすべからざるものであり、いたす考へもないわけであります。すべてさうなことをせず、任意の調査によつてさうな可能性を立証してこれをもつて基準の條件とする、さうに考へておるわけであります。

○猪俣委員 あなた方は調査という項目を一章にして、調査という詳細な項目を設けておる。そうしてしかも将来破壊活動をやらうとする推定を得なければならぬ。そうしなければ規制できない。この詳細な調査権を規定しておるのみならず、現在行われた犯罪の行為の結果を処罰するのが刑法の大原則である。犯罪の処罰の大原則であるのに、将来の、まだ発現せざる、結果の発生せざるものをすでに規制するといふことは、これは法治主義の一大変革であります。かような刑法の大原則に反した條文を置いておる。そうしてこの詳細な広汎な調査権と、この将来を規制するといふ法治主義の矛盾で変則とを結合して考へるならば、あるいはひそかに、あるいは大げらに文書その他のものを検閲する、調べるといふことがどうしても私どもはあり得ることだと考へる。そういうことを絶対にしないという方法が一体あります。しないで一体調査のできる方法がありますか。いろいろ新聞紙や機関紙やいろいろの文書、そういうものを調査して、そこで初めてこれは破壊活動をおおやであるという推定が出るはずなんです。ある結果から処罰するといふならわかるが、将来のことを処罰せんとするのでありますから、検閲といふものがどうしても、検閲といふ言葉じやないにしても、調査といふ言葉であつても、いわゆる憲法の禁止して

いる検閲と同じ働きを調査官がするであらうことは、もう火を見るよりも明らかです。それをしないで調査できる方法がありますか。その確信をお尋ねします。

○關政府委員 この第四條及び第六條におきましては、明らかに将来の可能性を條件として規定しているわけであります。そこでこの法案は、要するに将来の危険性のある実害的行為が起るといふ、その危険性を除去するといふことがこの法案の趣意になるわけであります。そこでその可能性の認定をどうするかという問題が一つの問題になるわけであります。それにつきましては、すでにこれは現行法におきまして、各種の立法例がそこにあるわけであります。たとへてみまますならば、少年法において、将来犯罪を犯す少年を少年院に收容するものであるとか、あるいはその他多数の立法例を私どもは数えることができるわけであります。さういふ次第でありまして、その将来の可能性といふものにつきましては、それらの立法例におきまして、すでに用いられている考え方であるわけであります。そこでその認定をどうするか。これはもとより重大な問題ではあります。そのためにこの第四條、第六條におきましては、一回ですでにやつた。それが「継続又は反覆して」この考え方は、大体この団体がこのやうなことをやる一つの性格を帯びる。そこで過去のことも一応判断の資料になりましようし、さらにまた現在において同じやうな方針を堅持しておる。その方針を撤回しない、各種の材料によりまして、その将来の可能性は合理的に一応認定ができる、かように私どもは確信している次第であります。

○猪俣委員 そうすると、憲法第二十一條に禁止してある検閲制度といふものは、絶対に復活させるのじやないといふ十二分なる確信をお持ちであると承つてよろしいですか。

○吉河政府委員 御質問の通りであります。強制的に事前に出版物の納本を命じて、これを検討し発行を禁止する、あるいは許可するといふやうなことは絶対にするつもりはありません。また事実上さうな規定に近づくやうな行動、たとえば破壊的な団体に対して出版物一切を持つて来い、持つて来なければ困るぞといふやうなことをこちらから申し出て、そういうふうなことを干渉するやうなことは絶対にするつもりはないのであります。御了承願ひたいと思ひます。

○猪俣委員 労働組合その他の団体に對しまして、その事務局なりをたずねて、その機関紙や何かを調査するといふやうなことを絶対にしない、こう承つていいの。持つて来いと言ふわけといふことは今あなたの答弁でわかつた。しかし自分で出かけて行つて調査するのならばどうか。そういうこともやるのかやらの。

○吉河政府委員 さうなことはするつもりはございません。一般に頒布されてゐるものを見るのは自由であります。

これは政府の機関であることは間違いないと思ふ。そこで結局この破壊活動をした団体を追究するのは政府の機関の人で握られてゐるということが第一の前提である。次にそれを審判決定いたしますのが公安審査委員会といふものであります。この公安審査委員会といふものの性格は何でありますか。

○吉川政府委員 行政機関でございます。

○猪俣委員 そうすると、政府の公安調査庁長官といふものは、どういふ人になるか。あるいは國務大臣になるか、そこはわかりませんが、政府の機関が請求権を持つて、そういうことを審査するのは政府の機関である。行政作用としてやるのであるから、それ以外の方ないかもしませんが、それだけに突にここに危険性が発生すると思ふのであります。しかもその中でも公安調査庁長官といふものは、まづ多くの政府直屬の長官である。公安審査委員会といふものは、多少独立したやうな機関に相なつておりますが、その権限からいふと、まづたゞ逆になつておるのじやないかと私には思われる。公安調査庁長官のところには、規制を受けられる要するに被告が、いろいろの証拠や意見を出すことができるとなつておるのであるが、公安審査委員会には証拠の申出ができない。そしてまたこれは公開もしない。いやしくも行政権の作用であるといひました。もう、こゝういふ裁判作用、審判作用といふものをやる際には、なるべく裁判所の手続といふものを準用し、その精神に沿つた動き方をいたしませんと、そこに弊害ができる。審判するのであります。処分するのであります。そこ

でせつかく公安審査委員会といふやうなものをつくりながら、この審査委員会の活動といふものはなほだ奇怪である。この規制を受けんとする人たちの証拠申出も、手続もなし、公開の手続もなし、純然たる審判で事を決定しようとしておる。これはどういふわけであらうか。これをやられたか、はなはだ審判の原則に反する。ここにはなほだ秘密裁判のにおいがするのであります。こゝういふ規定といふものは変則だと思ふ。公安調査庁長官に對しまして証拠が出せるならば、何がゆゑに裁判官たる地位にある公安審査委員会に對して証拠を出せないか、ことに公安調査庁に出します証拠も、彼らの一方的認定によつて不要だと思へば、その証拠を取上げないことができる。こゝういふ規定に相なつておるのであつて、非常に証拠が制限せられておると思ふのであります。いわんや公安審査委員会には何らの新たな証拠の提出もできないといふことはどういふわけであるか。

なおついでにお尋ねしますが、この公安審査委員会は、法文には独立して職権を行うやうなことが書いてあるけれども、証拠の収集も調査も何も、委員会としてはやる手続が書いてない。これでは何もできません。ただ公安調査庁長官から送られて来た書類だけを見て審判するといふ立て方になつておる。そうすると、この公安審査委員会といふものは、まづたゞ政府の言ひがれのこまかしの委員会であつて、中身は何もないのじやないか。アメリカの国内安全保障法の第十三條を讀んでみましても、アメリカの破壊活動取締委員会といふものは、あらゆる調査が

できることになつておる。しかるに日本
の委員会は職権調査は書いてない。
これは職権調査ができるのであるか、
できないのであるか、法文上から明ら
かでないと思ひます。そうするとこれ
はどういう結果を来しますか。公安調
査庁長官といふのは政府の一機関で
ある。これに意見、証提を出せといつ
ても、気に入らぬ証提はねのけるこ
とができる。そしてそういう政府の一
機関がつくり上げた文書だけを委員
会に送る。委員会はただその文書だけ
を見て判定する。しかもその委員会の
免権は法務総裁にある。しかもその任
にたえないと思へば、法務総裁が首を
切ることが出来る委員会だ。そうす
ると、一体この委員会は中正な判断を
する能力があると思ふべきかどうか、
その点について説明を願ひます。

○關政府委員 法務総裁のもとに公安
調査庁長官と公安審査委員会を相対立
させたこのシステムであります。こ
れは現行法の立法例から申しますと、
海難審判の制度がちょうどこれに該
するものであります。そこで先刻法制
意見長官の申されたごとく、この団体
規制の事務は行政事務である、従つて
行政権において行ふべきものであると
いうふうに私も考へておりました。
そしてこれをどういふ機関で構成す
るかという問題につきましましては、こ
の原案に盛るがごとく制度がきつめて
妥当であるという結論に到達したので
あります。

さてお尋ねの次の問題といつしまし
て、しからば公安審査委員会において
は、書面審理ではないか、証提は公安
調査庁長官の一方的なものだけしかそ
こに出せないではないかというお尋ね
だと思ひますが、この点につきま
しては、公安調査庁長官の一方的な証提だ
けではないわけでありまして、十分に
相手方も出し得るというシステムにな
つておるわけでありまして、まず証提の
方から申しますと、この法案におきま
しては、十三條によりまして、意見を
陳述し、証提の全部が提出できるわけ
であります。そして、その次に
十五條に必要ない証提についての規定
がありまして、その必要と申
しますのは、民事訴訟その他の規定の
大體の考え方がこれにあたるわけであ
ります。それはこの訴訟が、この事
件……

○猪俣委員 私の言うておるのは公安
調査庁のことではないのです。公安審
査委員会のことだ。

○關政府委員 どうぞもう少しお待ち
を願ひたいと思ひます。そういたしま
して、その次にそこで証提が出来るこ
とになりまして、さらに一切のこ
の証提は向うにお渡しする、これが第
十七條に規定してあるわけでありま
す。そしてその次に、公安調査庁長
官が処分の請求をいたしますと、その
請求書の写しを向うに渡すわけであ
ります。向うに写しを渡しますと、それ
に基づきまして当該団体は第二十條によ
つて意見書を出すことができるわけ
であります。これは二十條の四項に規定
してあります。この意見書には、もち
ろんその自分の意見と、これを立証す
る一切の証提を提出して、委員会に直
接自分の意見、自分の証提として出せ
ることに相なつておるわけでありま
す。さうなわけでありまして、当該
団体の意見、弁明、証提はすべて公正
に委員会に提出ができるというシステ
ムになつておるわけでありまして、そこ
で、かようなシステムになつておるま
するから、あらためて委員会において
それ以上審判というようなことはする
必要がなからう。特に行政簡素化の趣
旨もありまして、事件の迅速な処理と
いう建前からいまして、かようなシ
ステムで人権の保障の点も十分に考へ
られるのではないかと考へて、かよう
な制度をつたつたわけでありまして、

○猪俣委員 今あなたの説明は條文
からすぐ出て来ないのだが、第二十條
の四項には「当該団体は、第一項の通
知があつた日から十四日以内に、処分
の請求に対する意見書を公安審査委員
会に提出することができる。」といふこ
とがある。これは意見書です。証提と
いうことは書いてない。そして二十
一條には「公安審査委員会は、公安調
査庁長官が提出した処分請求書、証提
及び調査並びに当該団体提出した意
見書」と書いてあつて、当該団体が提
出した証提といふものはない。どこへ
その証提といふものは入るのですか。
当該団体が公安審査委員会に出す証提
といふものは何條なんですか。この
二十條の四項の「処分の請求に対する
意見書」という中には証提も入つてい
るという意味ですか。そこがわから
ぬ。

○關政府委員 私どもは、この意見書
の中には、証提を添付して自分の意見
を述べることが出来る、さうに考へ
て証提は提出できるものと考へてお
ります。

○猪俣委員 それはなほだ都合だ
と思ひます。それならそれのようにな
ぜ條文を書かないのか。——最初の約束
通り法務総裁がお見えになりましたか
ら、私の質問はこれで留保しておきま
す。

○鐵冶委員 代理 鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 本件については、わ
が党としては質問したいことが、非
常にたくさんあるわけでありまして、今
日は総括的質問といふことであります
から、できるだけ総括的な点について
だけ質問をいたしました。詳しいこと
はまた後日逐條の審議の際に譲りたい
と思ひます。なお私が質問しようと思
つておりましたことほとんど同じこ
とを、ただいま猪俣委員から御質問が
事務当局に対してあつたのであります
が、私は特に責任ある法務総裁から、
後日のために同じ点についておきり
した言明をこの席において得ておきた
いために、ごく簡単に繰返す点がある
ことをお許し願ひたいのであります。
まず第一は、この法案の第二條に
「この法律による規制及び規制のため
の調査は、前條に規定する目的を達成
するために必要且つ相当な限度にお
いてのみ行ふべきであつて、思想、信
教、集会、結社、表現及び学問の自由並
びに労働者の団結し、及び団体行動を
する権利その他日本国憲法の保障する
国民の自由と権利を、不当に制限する
やうなことがあつてはならない。」とあ
りますが、立案者、ことに政府として
は、もとより誠意誠意御実行になるつ
もりで御提出になつたのであるかど
うかと、まず承りたいのでありま
す。

○木村國務大臣 この二條にかような
規定を設けましたのは、この法案の
施行にあつて、いやくも憲法に規定
されております基本的人権その他労働
組合の正常な活動を規制するもので
はない、また、さうなことがあつて
はならぬという原則を示したものであ
りまして、政府といたしましては、こ
の法案実施にあたりまして、この線に
沿つて万全を期したい、こう考へてお
ります。

○鈴木(義)委員 もしこの條文を、訓
示規定にせよ、命令規定にせよ、実行
されることといたしますならば、この法
律それ自身が矛盾して来るということ
に相なるように思ひます。そして、
これは同じ法律の中に、矛盾を侵し
て規定してあると思へないものであ
ります。今猪俣委員から詳しく御指摘
になりましたから、その点は省略して
おきますが、しからばこの第二條の規
定に違反して規制を行つたというや
うな場合に、その責任者に対して、い
かなる制裁を加える処置をとられるの
であるかというのを承りたい。

○木村國務大臣 お答えいたします。
もしもかような事犯が起つた場合に
おきましては、それ、あるいは刑法
の職務の濫用に関する規定に基く処
罰規定もあり、また公務員として
つたやうな規定もありまして、これ
らの規定の適用におきまして万全を期
したい、こう考へております。

○鈴木(義)委員 これは後日のために
承つておきたいのであります。そこで憲
法第二十一條は「集会、結社及び言論、
出版その他一切の表現の自由は、これ
を保障する」といふことになつてお
るのであります。結社の自由といふこ
とを、政府はどういふふうにお考へ
になつておるのであるまいか。いか
なる場合でも、日本国民は結社を構成
する自由を持つておると思ひます。

まするが、政府は、憲法にかくのごとく規定してあるにもかかわらず、好ましくない結社は、これを禁止する自由を持つておるとお考えになつておるのではありませんか。

○木村國務大臣 お答えいたします。今鈴木委員から仰せになつたように、憲法においては、結社の自由を規定しておるのではありません。従いまして、政府において好ましくない結社はこれを禁止するとか、あるいは解散させるとかいうようなことは、絶対にあり得ないと思はれます。

○鈴木(義)委員 ところがこの法律は、結局の目的は、政府から見ても好ましくない結社を解散させ、少くともその活動を制限することを目的としておることは、一見明瞭であります。この点が憲法違反でないというならば、その根拠を明確に御説明願つておきたいのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。憲法に規定されております基本的人権といふことも、これは憲法第十二條によりまして、ある種の制限を受けておるのであります。いわゆる公共の福祉に反するやうなことがあつてはならないのであります。本法に規定してあります団体の解散と申すのは、いわゆる国家の基本秩序を破壊せんとする、また破壊した団体を言うのであります。かような団体は保護するべきものでない、これは憲法第十二條の規定から明瞭であらうと思つております。

○鈴木(義)委員 公共の福祉という議論が出て来ますと、これは非常に重大であり、かつ根本的な議論になり、あまりに抽象的な問題になりますから、ここで絶賛と論争しようとは思わ

ぬのであります。憲法は公共の福祉というものを、しかくむやみに濫用することを許すという趣旨において規定したのではないと、われ／＼は了解いたしておるのであります。具体的に真に国民生活の上に許しがたい害悪が現われ、また場合に、初めて発動し得るものであります。あらかじめそういう場合を予想して、一定の行政処分を規定し、あるいは刑罰を規定するがごときことは、憲法の予想せざるやうであると思ふのであります。それは議論になり、また省略をいたしまして、次にこれも諸侯委員から事務当局に質問があり、またた、ただ簡単に一点だけ確かめておくのであります。が、憲法第二十一條の第二項は、「検閲は、これをしてはならない」とはつきり検閲を禁止しておるわけであり、そこである意味において、これは例外を許可を許さないと私は考えるのであります。が、しかしこの法律を実施して行きます場合には、事前の検閲ということは行われなかつたとしても、実質上はきつめて厳格な検閲が行われることになる。そしてそれが言論界に及ぼす影響といふものは、きつめて深甚なものと予想されるのであります。そのことに對して政府としては、少しも実質的検閲を行うと同じやうな影響をこの法律の施行によつてもたらさない、こうお考えになるのであります。か、承りたいのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。むろんこの法律におきましては、事前の検閲はどこにも認めていないのであります。ただ日本の基本的社会秩序を破壊しようといつたやうな意図のもと

に、ある種の出版物が出され、その事実が発見された場合において、初めてこれが問題となるのであります。○鈴木(義)委員 本法が必要になつた理由として、午前中いろいろな実例を提出されたのであります。が、そういうものだけでなく、しかも左右を問はずといふことになつておるのであります。それから、實際危険なる破壊活動が行われておる実例を、もつと具体的なものについて承知いたしたかつたのであります。近時一部の者の破壊活動として伝えられておるものの中には、やや誇張されて伝えられておるものがあるのではないかと、その誇張するものがどこにあるかは、また問題であります。けれども、政府においてかくのごとき法律を通過させることに便せんがために、必要以上に誇大に宣伝するやうなことがないかといふことを承りたいのであります。

○鈴木(義)委員 本法が必要になつた理由として、午前中いろいろな実例を提出されたのであります。が、そういうものだけでなく、しかも左右を問はずといふことになつておるのであります。それから、實際危険なる破壊活動が行われておる実例を、もつと具体的なものについて承知いたしたかつたのであります。近時一部の者の破壊活動として伝えられておるものの中には、やや誇張されて伝えられておるものがあるのではないかと、その誇張するものがどこにあるかは、また問題であります。けれども、政府においてかくのごとき法律を通過させることに便せんがために、必要以上に誇大に宣伝するやうなことがないかといふことを承りたいのであります。

これは先日行われた、ある学生と警官との衝突事件であります。これは東京の事件ではないのであります。そのことが新聞記事に載つておりました。学生が大いに警官にいどんだために、亂闘になつて検挙されたといふふうに伝えられておつたのであります。その場におつた新聞記者が私に語つたところによると、見ておつたところでは、完全な逆である。警官の方で大いに学生を挑発して、そして縛るやうに努力したのである。それじやなぞそう書かないのか。その書いたのでは監視庁にお出入りがとめられるのである。こういうことを申したのであります。そういふことは、あまり高いところにおら

れる方はちよつとおわかりにならぬかもしれないのであります。しばしば事実と逆なことが報道されるというやうなことがあるのであります。そういう点について、總裁としてはここに提出された資料がごとく事実であるかどうか、承つておきたいのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。報道がしばしば事実と矛盾しておることがある。これは善意の矛盾もございまいし、悪意の矛盾もございまいし、いろいろ、一概に言えないのであります。しかしながら事の真相というものは、あらゆる面からこれを検討いたしますと、およそわかるのであります。そこで今朝提出しました資料は各方面からのいろいろの調査をした結果、これが真実なりと信じて、かように諸君のごらんに供したわけであります。なおこれはあるいはそのうち間違つたことはあるかも知れませんが、しかし大体において真実性はあつたと考へておる次第であります。

○鈴木(義)委員 これはこの法案を審議する資料として承りたいのであります。が、即答していただくのは無理かもしれなから、もし無理であれば、適当にあつてもよろしうございませうから、事務当局なり、總裁から御提出を願ひたいのであります。廃止になりなした元の治安維持法、これも改正になりましてから非常に詳細になつて、分化したわけでありまして、最後の治安維持法をさすのであります。第五條「第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議若ハ煽動ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス」第六條「第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ二年以上有期懲役ニ処ス」それから第十一條「前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ」いゝゆる私有財産制度の廃止について扇動したる者は「七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」、第十二條「第十條ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」、こゝういふ二つづつの規定、これはあたかも本法案の骨子とする扇動を処罰しようとしてゐることに似てゐるのであります。むろんこの旧治安維持法におきましては、結社を組織したる者は死刑、無期、七年以上の懲役といふやうな重いことになつてゐるのであります。情を知りて加入したる者、集団を指導したる者、そのいづれは重く処罰せられ、これに座したる者の非常に多いことはよく存じてゐるのであります。が、こゝういふよう協賛、扇動、宣伝といふことによつて処罰せられ、検挙せられたる者がどれくらいあるかを承りたいのであります。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。ただいま資料はございませんで、いづれ調査して申し上げたいと存じます。が、しかし終戦前の治安維持法関係の資料はほとんど残つていないやうな状態でありまして、できる限り集めて提出したいと思ひます。

○山口(好)委員 委員長代理 法務總裁は行

政監察委員会の証人として今証人台に立つことになつてゐるやうです。それでは暫時休憩いたします。

午後四時三十六分休憩

午後五時四十九分開議

○佐瀬委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

質疑に入ります。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 次にこの法律が一旦制定されましそれが濫用されるというのをわれ／＼は一番遺憾に思つてゐるものが、占領治下において一番われ／＼が濫用され被害をこうむつてゐるものは、いわゆる占領目的違反といふことであらうと思つてゐるやうです。これくらいわかたうでわらない概念はないわけでありまして、いろいろ／＼な事例が占領目的違反の名のもとに処罰され、いろいろ／＼な制限を受け制裁を受けたことは御承知の通りであります。旧治安維持法では、目的遂行のためにする行為、そして教唆、扇動、協議、宣伝などという言葉が非常に濫用されて、実に涙ぐましいやうな犠牲者がたくさんでたことは私の親しく体験してゐるところであります。今度は教唆、扇動といふこの概念が濫用されるのではないかと一ことを一番おそれるわけでありまして、つまらないボスターを張つたとか、レポをやつたとかいふやうなことが、みな、いわゆる目的遂行助成行為といふことでやられたのであります。しほいには弁護することまで目的遂行罪でやううとした形跡があるのであります。私は相当共産主義者の弁護をいたしまして、河上博士であるとか大塚教授であるとかいろいろ／＼な人を弁護いたしたの

であります。が、そういう場合に、警保局長から、あまり共産主義者の弁護をしないように、すると検察せざるを得ないことになるからという警告を受けたことがあるのであります。私自身も立場というもの共産主義でないこととは、その当時も今もかわりがないのであります。しかもそれでもない共産主義の助成行為として私を侮辱しやうといふ。むろん私はそれに屈せず弁護を続けたのでありますけれども、真に戦慄すべきことであります。こういうことを考えてみると、教唆、扇動がいかに将来濫用されるかといふことはよく見えるやうに考えるのであります。そこで総裁にお伺ひいたしておきたいのは、扇動とか教唆とか宣伝とかいふこの概念は、どういふふうな理解され区別して考えておられるのであるかといふことをお尋ねいたしておきたいのであります。

○木村(國)大臣 その点につきまして、は逐條審議のときに詳細政府委員から御説明申し上げることといたします。が、これは御承知の通り、私が鈴木君に申し上げるまでもなく、教唆はある特定人を対象にしてゐるのであり、扇動は、ある多数の者に対して、ある行為の実行の意思を挑発するために行われる行為、行動であります。この行動が最も危険性を帯びてゐるものと私は考えておるのであります。ことに内乱の扇動をするといふやうな行為は、これは国家的治安の見地から許すべからざることでありと考へております。ただいま鈴木委員から治安維持法のときのお話を承りましたが、われ／＼も友人につきその他についてそのために苦しんだ幾多の事例があるのであります。

す。その当時の治安維持法の取扱ひ方とこのたびの法案の趣旨、目的は全然別個の観点からやつたので、きわめてその対象は限定されておるのであります。決して、かような見地からいたしまして、決して再び治安維持法のもとに行われたやうなことは起り得ないといわれ／＼は考へておるのであります。

○鈴木(義)委員 その形式的な法律解釈を承つたのであります。が、むろん教唆が特定人に対するものであり、扇動がある特定人に対するものであるといふことはわかたうであります。けれども、一人の人間に影響を與えてもやはいこれは扇動であるといふことは大審院判例の示すところでありまして、ゆゑに、実は教唆といふ、扇動といふ、しかく明瞭な区別を實際にはつけがたないのであります。私はむしろ教唆だけで論じて必要にして十分でないかと思ふのであります。とにかくいふうあいまいな言葉といふものは非常に危険である、こう考へるのであります。そうしていふゆるデモンストレーション、示威活動、集会、出版、そして結社の解散までこの法律によつてできることになつておるわけでありまして、こゝういふいわば団体人格の消滅、死刑を言い渡すやうなことが司法処分ではなく行政処分で行われるといふのであるか承りたいのであります。

○木村(國)大臣 行政処分で解散をできるやいなやといふ御質問のうちに承るのであります。が、これは政府が行政府の発動として、国家の治安面から見たる処置でありまして、決して政府においてなし得ない事項ではないと私は考へております。ことに――これは逐條審議のときに申し上げたいのであります。が、これまでの法律のもとに散を行政処分等やつてゐる実例があるものであります。政府が治安の責任に當つてゐる以上は、かような危険な団体に対して行政措置をとり得るものとわれ／＼は確信しております。

○鈴木(義)委員 この点も非常に根本的問題でありまして、議論をするとき長くなりましてから逃げますけれども、三権分立の建前に立つて考へるときに、行政処分にはおのずから守るべき節度があるはずであると思ふのであります。かくのごとき行為まで行政処分になすといふことは行き過ぎであると思ふは考へるのであります。とにかくいふ行政処分、いわゆる公安審査委員会の決定に基いて集会の活動が禁ぜられ、出版が禁ぜられ、結社も解散され、あるいは役職員の活動を停止せられるといふやうなことになるやうなものと、その被処分者の社会的影響といふものは、ほとんど刑罰を受けた者と異ならないのであります。その後実際に就職をするとか、あるいは他の健全なる活動をしたとしても社会が相手にしないのであります。その事実、レド・パーズによつてやめさせられ、な者が、いかなる道に走つてどういふ行動をなしておるかといふことを少しく御調査になればだににわかることであるやうです。古い話でありますけれども、今村力三郎弁護士の「法廷五十年」の中に「芻言」といふ文章が納められておりますが、あの中に難波大助事

件の真相を説明して難波大助があらゆる機会に合法的な正しい労働運動、社会運動をやるやうとしておつたけれども、いかなる集会に行つても、いかなるデモンストレーションにも参加して、最初から禁ぜられ、け散らされ、検束されて、何らの発言も許されないとはいふこと、直接行動に出るはかはないといふことに断固たる決意をなした。そして最後までその決意をかななかつたことは、あの記録に明らかで、なところでありまして、あれと同じ心境に多くの者を追ひやるのであります。これくらい私は行政政策として、刑事政策としても危険なものはないと思ふのであります。こゝういふ点に對して、輕々に行政処分をもつてさういふ活動の制限をすることが、かえつて公共の福祉に害があるものではないかとおそれるのであります。が、政府はいかに考へるべきでありますか。

○木村(國)大臣 私は鈴木委員とまつたく見地を異にいたしておるのであります。かような団体に対する規制は行政処分であるべきものと確信しております。しかもこの行政処分に対して不服があつた場合において、初めて裁判所はこれに關與し、裁判所が最終的に決定をなされるといふことが、三権分立の趣旨にまつた適合したものとして深く信じてゐる次第であります。ただいま今村力三郎先生のお話を聞きましたが、私の最も尊敬する先輩でありまして、あの方の書物を私も読んでおります。しかしあの方の労働運動弾圧は――私はこれをして弾圧と申します。はなはだ不都合であつたと私は考へておるのであります。今日の労働組合運動においては、さうな点は

ものは、結局憲法であり、また現在の政府が動いておる姿であるわけでありまして、政府に対しての一種の反抗運動というよりなるものは、広義において、内乱罪の中に入れられるおそれが十分にあると思ひます。それでこの第三條の第一項等を見ますと、教唆、扇動そしてその行為の実現を容易ならしめるため、その実現の正当性もしくは必要性を主張した文書等を印刷し、頒布し云々ということになつておるのであります。そうするとこの法律は一見したところ、どういふふうに御説明になりましたか、一部の共産党の非合法化ということを企図しておる、表門から共産党を非合法化せず、裏門から非合法化しようとしておるように見受けるのであります。一体それははたしてこの法律によつて目的を達し得るか、そういう自信があつておやりになつておるかということをお伺ひたいのであります。現在、徳田君以下共産党の幹部諸君が、地下にもくつておるといわれておるのであります。それを地上に連れて来ることでござい、そういう状態において、こういう法律をもつて、共産党の一部の非合法化——全面的ではないから一部と申すのであります。そういう目的がはたして達せられるか、こういうことについて政府の所見を承りたいのであります。

○吉河政府委員 總裁にかかりまして、簡単に御答弁申し上げます。本法案におきましては、特に朝憲案を内容とする内乱罪の規定につきましては、特定の内閣の更迭を主張するがごとき行為は、絶対に含まれない。内閣制度一般の廃止というようなことが、朝憲案の觀念に入るものと存じております。またこの法案は、特に日本共産党そのものを対象として立案されたのではないのであります。先般法務總裁からも御答弁がございまして、通る、あくまで暴力主義的な破壊活動を行つて団体の危険を防止するために立案されたものであります。この法案の構造がきつめて複雑でございまして、はたして実効が上るかという御質問でございますが、現在民主的な日本憲法のもとにおきましては、この法案の構造によつて、極端な暴力主義的な破壊活動の危険を防止しなければならぬ、あくまでそれがためには、實際証拠の収集等についても、基本人權を侵害することなく、十分に注意して努力するつもりであります。

○鈴木(義)委員 とかく議論になるので避けたいと思ひますけれども、私は共産党の非合法化ということ、言ひよくして行つていけるか、反対でありまして、またたいては全面的にそれを目的としておらないと仰せられまして、一部においてそれを目的としておることは、疑いがないのであります。この法律は決して所期の目的を達するものではない。むしろこういうたくさんの規定をいたしまして、そうして破壊活動なるものを——あまり破壊とも見られないものもありまして、ことに言論活動などについて弾圧を加へますならば、この法によつて、公安審査委員会などに付議せられて行政処分を受けたいということが、英雄気取りになり、志士気取りになつて、むしろ志願する者を統出させるおそれがある。私は警告をいたしておきます。アメリカで禁酒法を制定いたしましたときに、それまで酒を飲まなかつた学生が酒を飲んで、そして警官がこれをアレストしようとするのをたくみに逃げて、そして、どうだ、うまくやつたろうといつて、自慢する学生が非常にふえたといふことは、私がアメリカを通りましたときに親しく見、かつ聞いたところでありまして、それがいたたものが起つて来るというのを警告せざるを得ないのであります。ゆえにこういう法律は、所期の目的よりは副作用の方が大きいといふことに十分にひとつ御留意を願ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 委員会の構想を申し上げますが、これをどういふ基準、心持で選ぶことになるおつもりでおられるか、もし構想があるならば承つておきたいのであります。

○鈴木(義)委員 それは各論的になりますから他の機会に譲りますけれども、同一政党の者が三人以上あつてはいけないといふふうになつておりますが、三人以上といへば、二人まではいいことになりまして、もしこれを政党的色彩のある者が任命されるということになりますと、たとえ自由党系、改進黨系で四人を占めることが出来るわけでありまして、かりに中立の者一人を加へまして、その委員会の性格といふものは、もつて禁するに足るわけでありまして、そういう点についてわれ／＼は深き危惧の念を持っております。こういうことを申し上げておきます。

時間が遅くなりましたから、こまかい質問は全部逐條の際に譲りますが、われ／＼は破壊活動あるいは暴力というものは全然これに反対し排斥することにほろんであります。そのため刑法各條の強化をしなければならぬかもしれないのであります。しかしこういう特別立法といふものは非常に危険である、副作用の方が恐ろしい、ことに行政処分をもつてすることはまず／＼危険である、こういう点を特に高調し指摘いたしまして、私の質問を終つておきます。

○佐瀬委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十六日午前十時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後六時二十四分散会

昭和二十七年五月二日印刷

昭和二十七年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁